

# 横須賀市地域防災計画

## 地震災害対策計画編

### 新旧対照表

令和3年11月10日現在



## 第1部 総則

改訂素案

### 第1章 計画の方針

#### 第1節 計画の構成

##### 3 他の計画及び他の法令等に基づく計画との関係

横須賀市地域防災計画は、神奈川県地域防災計画、**横須賀市国土強靱化地域計画との整合性及び**災害対策基本法第41条に掲げる防災に関する計画との関連性を有する。

### 第2章 本市の概況

#### 第2節 社会的条件

##### 1 人口及び世帯

本市の人口は**386,729**人、世帯数は**167,491**世帯（令和3年4月1日現在 出典：横須賀市推計人口）であり、平成5年頃をピークに徐々に減少傾向にある。

人口集中地区は、東京湾沿いの追浜から衣笠、浦賀、北下浦に至る地域と、武、林の県道横須賀三崎線の両側から長井、長坂、佐島の相模湾沿いの地域の2地域で、本市人口の約95%がこの地区に居住している。

また、高齢化と核家族化（単身世帯の増加）が進行しており、特に高齢化の進行を反映して、**高齢化率は31.8%**に至っている。（出典：令和2年（2020年）1月1日 横須賀市推計人口） **※人口及び高齢化率は、最新データに修正する予定**

##### 2 土地利用

本市は軍港を中心に発展してきた歴史的経過から、人口集中地区や交通基盤が東京湾側に集中している。

また、近年のまちづくりの進展により、郊外の丘陵上部や海岸部に住宅団地や大規模な新市街地が開発整備され、工業団地や農地などの土地利用が減少した。

現在の土地利用状況は、山林や農地が約32%、住宅用地が約24%、商業・工業等用地が約8%、道路・鉄道用地が約10%となっている。（出典：平成27年（2015年）都市計画基礎調査）

## 第1部 総則

現行

### 第1章 計画の方針

#### 第1節 計画の構成

##### 3 他の計画及び他の法令等に基づく計画との関係

横須賀市地域防災計画は、神奈川県地域防災計画、災害対策基本法第41条に掲げる防災に関する計画との**整合性**、関連性を有する。

### 第2章 本市の概況

#### 第2節 社会的条件

##### 1 人口及び世帯

本市の人口は**392,005**人、世帯数は**166,911**世帯（令和2年3月1日現在 出典：横須賀市推計人口）であり、平成5年頃をピークに徐々に減少傾向にある。

人口集中地区は、東京湾沿いの追浜から衣笠、浦賀、北下浦に至る地域と、武、林の県道横須賀三崎線の両側から長井、長坂、佐島の相模湾沿いの地域の2地域で、本市人口の約95%がこの地区に居住している。

また、高齢化と核家族化（単身世帯の増加）が進行しており、特に高齢化の進行を反映して、**高齢者比率は29.6%**に至っている。（出典：国勢調査）

##### 2 土地利用

本市は軍港を中心に発展してきた歴史的経過から、人口集中地区や交通基盤が東京湾側に集中している。

また、近年のまちづくりの進展により、郊外の丘陵上部や海岸部に住宅団地や大規模な新市街地が開発整備され、工業団地や農地などの土地利用が減少した。

現在の土地利用状況は、山林や農地が約32%、住宅用地が約24%、商業・工業等用地が約8%、道路・鉄道用地が約10%となっている。（出典：都市計画基礎調査）

第1部 総則

改訂素案

第3章 地震及び被害の想定

第2節 被害の想定

2 想定地震別被害想定

上記設定条件における、本市に予想される被害概要は次のとおりである。

(神奈川県地震被害想定 調査報告書 (概要版))

種別	項目	三浦半島 断層群の地震	大正型 関東地震	南海トラフ 巨大地震
	モーメントマグニチュード	7.0	8.2	9.0
	最大震度	6強	7	5強
	最小震度	5強	6弱	4
人的 被害	死者数(津波含む)	370	2,910	210
	(人) 津波	—	1,850	210
	負傷者数(津波含む)	4,960	10,640	70
	(人) 津波	—	530	60
建物 被害	全壊棟数(棟)	8,330	24,220	910
	半壊棟数(棟)	22,030	32,460	2,590
火災 被害	出火件数(件)	30	70	0
	焼失棟数(棟)	3,100	5,030	0
	自力脱出困難者(人)	880	3,560	0
避難 者数	1日目～3日目(人)	96,360	187,370	13,930
	1ヵ月後(人)	64,930	132,170	6,790
帰宅困 難者数	直後(人)	14,510	14,510	14,510
	2日後(人)	14,510	14,510	0
	エレベータ停止台数(台)	380	390	*
ライフ ライン	電気(停電件数)(軒)	267,400	267,400	267,400
	都市ガス(供給停止)(件)	0	95,180	0
	LPガス(供給支障)(戸)	680	880	0
	上水道(断水人口)(人)	127,350	237,900	0
	下水道(機能支障人口)(人)	21,410	33,860	2,960
	通信(不通回線数)(回線)	150,990	147,360	147,050
	災害廃棄物(万トン)	237	547	23

(注) \*わずか(計算上 0.5 以上 10 未満) 計算上 0.5 未満は 0 としている

第1部 総則

現行

第3章 地震及び被害の想定

第2節 被害の想定

2 想定地震別被害想定

上記設定条件における、本市に予想される被害概要は次のとおり。

(神奈川県地震被害想定 調査報告書 (概要版))

種別	項目	三浦半島 断層群の地震	大正型 関東地震	南海トラフ 巨大地震
	モーメントマグニチュード	7.0	8.2	9.0
	最大震度	6強	7	5強
	最小震度	5強	6弱	4
人的 被害	死者数(津波含む)	370	2,910	210
	(人) 津波	—	1,850	210
	負傷者数(津波含む)	4,960	10,640	70
	(人) 津波	—	530	60
建物 被害	全壊棟数(棟)	8,330	24,220	910
	半壊棟数(棟)	22,030	32,460	2,590
火災 被害	出火件数(件)	30	70	0
	焼失棟数(棟)	3,100	5,030	0
	自力脱出困難者(人)	880	3,560	0
避難 者数	1日目～3日目(人)	96,360	187,370	13,930
	1ヵ月後(人)	64,930	132,170	6,790
帰宅困 難者数	直後(人)	14,510	14,510	14,510
	2日後(人)	14,510	14,510	0
	エレベータ停止台数(台)	380	390	*
ライフ ライン	電気(停電件数)(軒)	267,400	267,400	267,400
	都市ガス(供給停止)(件)	0	95,180	0
	LPガス(供給支障)(戸)	680	880	0
	上水道(断水人口)(人)	127,350	237,900	0
	下水道(機能支障人口)(人)	21,410	33,860	2,960
	通信(不通回線数)(回線)	150,990	147,360	147,050
	震災廃棄物(万トン)	237	547	23

(注) \*わずか(計算上 0.5 以上 10 未満) 計算上 0.5 未満は 0 としている

## 第1部 総則

改訂素案

### 第4章 市民、自主防災組織、事業者の役割

#### 第1節 市民の役割

市民一人ひとりが「自分の身は、自分で守る。」との認識を持ち、建物の耐震化や不燃化、家具の転倒防止等に配慮するとともに、震災が発生した場合の救助・支援が実施されるまでの最低3日分、推奨1週間分の食料や飲料水、その他生活用品などの備蓄に努めることが必要である。

そして、万が一の避難に備え、非常食や飲料水、ラジオ、懐中電灯、携帯トイレ、医薬品、**感染症対策品**などを持ち出す準備やペットとの同行避難に対する準備を整えることも必要である。

また、地域の自主防災組織や行政が行う防災訓練や防災に関する行事に積極的に参加し、習得した知識、技能等を地震発生時に発揮できるよう防災行動力を高めることが必要である。

#### 第2節 自主防災組織の役割

地域の防災力を向上するには、地域住民同士の組織的な行動が何よりも効果的である。そのため、災害時の助け合いを目的とする、地域の実情に即した自主防災組織を積極的に結成し、「自分たちのまちは自分たちで守る。」との認識のもと地域住民が連帯感を持って主体的に参画できる防災協働体制の確立を図ることが必要である。

については、自主防災指導員が中心に**自主防災訓練の実施**や定期的に防災用資機材の点検を行うなど、自主防災組織の活動を充実させることが必要である。

さらに、災害による犠牲者をより少なくするためにも、高齢者や障害者等の要配慮者を地域ぐるみで守るように努めることも必要である。

### 第5章 本市及び防災関係機関等の業務大綱

#### 第2節 防災関係機関等の業務の大綱

##### 1 指定地方行政機関

関東農政局 神奈川県拠点	1 農業関係の被害状況の情報収集及び報告に関すること 2 応急用食料等の支援に関すること 3 食品の需給・価格動向等に関すること
-----------------	--

## 第1部 総則

現行

### 第4章 市民、自主防災組織、事業者の役割

#### 第1節 市民の役割

市民一人ひとりが「自分の身は、自分で守る。」との認識を持ち、建物の耐震化や不燃化、家具の転倒防止等に配慮するとともに、震災が発生した場合の救助・支援が実施されるまでの最低3日分、推奨1週間分の食料や飲料水、その他生活用品などの備蓄に努めることが必要である。

そして、万が一の避難に備え、非常食や飲料水、ラジオ、懐中電灯、携帯トイレ、医薬品などを持ち出す準備やペットとの同行避難に対する準備を整えることも必要である。

また、地域の自主防災組織や行政が行う防災訓練や防災に関する行事に積極的に参加し、習得した知識、技能等を地震発生時に発揮できるよう防災行動力を高めることが必要である。

#### 第2節 自主防災組織の役割

地域の防災力を向上するには、地域住民同士の組織的な行動が何よりも効果的である。そのため、災害時の助け合いを目的とする、地域の実情に即した自主防災組織を積極的に結成し、「自分たちのまちは自分たちで守る。」との認識のもと地域住民が連帯感を持って主体的に参画できる防災協働体制の確立を図ることが必要である。

については、**自主防災訓練**を自主防災指導員が中心に**行い**、定期的に防災用資機材の点検を行うなど、自主防災組織の活動を充実させることが必要である。

さらに、災害による犠牲者をより少なくするためにも、高齢者や障害者等の要配慮者を地域ぐるみで守るように努めることも必要である。

### 第5章 本市及び防災関係機関等の業務大綱

#### 第2節 防災関係機関等の業務の大綱

##### 1 指定地方行政機関

関東農政局 神奈川支局	1 災害時における応急用食料の調達・供給に関する連絡調整
----------------	------------------------------

第1部 総則

改訂素案

東京管区气象台 横浜地方气象台	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表</li> <li>2 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説</li> <li>3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備</li> <li>4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言</li> <li>5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発</li> </ol>
--------------------	--

2 指定公共機関

東京ガス㈱	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 ガス供給施設の災害予防措置</li> <li>2 災害発生時の応急対策</li> </ol>
-------	---

第1部 総則

現行

東京管区气象台 横浜地方气象台	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 津波警報・注意報、津波予報及び地震、津波に関する各種情報の関係機関への伝達</li> <li>2 地震、津波等に係わる防災情報伝達体制の整備</li> <li>3 地震、潮位及び地殻歪に係わる観測施設の整備及び運用</li> <li>4 地震活動に関する調査及び資料の作成、提供</li> <li>5 地震、津波等防災に係わる広報活動、知識の普及及び関係機関の計画等への助言</li> <li>6 地震、津波防災に係わる防災訓練の実施及び関係機関との協力</li> <li>7 2次災害の防止のための余震に関する情報、気象警報・注意報、気象等に関する情報等の提供及び専門職員の派遣</li> <li>8 復旧・復興に向けた支援のための気象・地象等総合的な情報提供及び解説</li> </ol>
--------------------	---

2 指定公共機関

東京ガス㈱ 神奈川支社 横浜支店	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 ガス供給施設の災害予防措置</li> <li>2 災害発生時の応急対策</li> </ol>
------------------------	---

## 第1章 地震に強いまちづくりの推進

## 第2節 都市施設等の防災化の推進

## 3 港湾施設等の整備

本市の地勢から、陸上の輸送路が被害を受ける可能性が高く、緊急援助物資や応急復旧資機材などの陸揚げや、帰宅困難者の海上輸送などの応急対策に、港湾施設は重要な役割を果たすことが期待される。

このことから港湾施設の整備については、岸壁の耐震強化を進めるとともに、物資等の一時保管や応援部隊等の拠点などとしての防災機能が向上するよう、埠頭用地及び港湾緑地の空間を確保する。

また、漁港施設については、外郭施設等の整備を推進する。

## 4 海岸保全施設の整備

高波浪、高潮、津波による海岸背後の道路、住宅等への越波、浸水や海岸侵食による被害を防ぐため、海岸保全施設の整備による防護機能の向上を図る。

## 6 都市公園等の整備

## (1) 防災の観点を含めた整備推進

大規模災害時に備えて、広域避難地や各種応急対策用空地など、防災上重要な空間として、都市公園、緑地、広場等のオープンスペースの確保を推進する。

## 7 谷戸地域対策の推進

本市特有の谷戸地域について、がけ崩れや火災による避難困難地域を解消するための防災対策を推進する。

## 第1章 地震に強いまちづくりの推進

## 第2節 都市施設等の防災化の推進

## 3 港湾施設の整備

本市の地勢から、陸上の輸送路が被害を受ける可能性が高く、緊急援助物資や応急復旧資機材などの陸揚げや、帰宅困難者の海上輸送などの応急対策に、港湾施設は重要な役割を果たすことが期待される。

このことから港湾施設の整備については、岸壁の耐震強化を進めるとともに、物資等の一時保管や応援部隊等の拠点などとしての防災機能が向上するよう、埠頭用地及び港湾緑地の空間を確保する。

## 4 海岸保全施設の整備

海岸背後の道路、住宅等が津波により浸水するおそれがあるため、「東京湾沿岸海岸保全基本計画」及び「相模灘沿岸海岸保全基本計画」で定める防護すべき地域及び防護水準に基づき、海岸保全に努める。

## 6 都市公園等の整備

## (1) 防災の観点を含めた整備推進

都市公園、緑地、広場等のオープンスペースは、広域避難地や各種応急対策用空地として、また、延焼火災の拡大阻止など、防災上重要な空間であるため、本計画に基づき、「横須賀市みどりの基本計画」と整合した都市公園、緑地の整備拡充に努める。

## 7 谷戸地域対策の推進

本市特有の谷戸地域について、がけ崩れや火災による避難困難地域を解消するため、建築物の不燃化及び耐震化等を推進する。

第2部 災害予防計画

改訂素案

第3節 ライフライン施設の強化

2 水道施設の対策

(1) 水道施設の安全対策

本市の水道施設の安全対策の概要は、次のとおり。

項目	概要
施設の適切な維持管理	浄水場、ポンプ所、配水池等の基幹施設の適切な保全を行う。
配水管路の耐震化	水道管は更新に併せ耐震化を進める。
対応体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害に備えた各種計画の向上</li> <li>○職員の被災時対応能力の強化</li> <li>○他都市・民間企業との連携強化</li> </ul>

(2) 応急給水施設の確保

災害時の非常用飲料水を確保するため、応急給水施設を適切に管理する。

項目	概要
応急給水施設の管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>○主要配水池に緊急遮断弁</li> <li>○水道管直結式非常用貯水装置(100m<sup>3</sup>タンク)などの応急給水施設の適切な維持管理を実施</li> </ul>

第2部 災害予防計画

現行

第3節 ライフライン施設の強化

2 水道施設の対策

(1) 水道施設の安全対策

本市の水道施設の安全対策の概要は、次のとおり。

項目	概要
施設の適切な維持管理	浄水場、ポンプ所、配水池等の基幹施設の適切な保全を行う。
送配水幹線の補強	<ul style="list-style-type: none"> <li>○素掘トンネルの鉄筋コンクリート巻立</li> <li>○導送水本管継手の離脱防止対策</li> <li>○水管橋等の補強</li> </ul>
配水管路の耐震化	埋設されている地盤に不適な管種について、重要度に応じた耐震管への布設替えを実施する。
自家発電設備の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○主要な水道施設への自家発電装置の設置</li> <li>○定期的な試運転の実施</li> </ul>
情報システムによる管理	マッピングシステムの高度利用を図るため、災害シミュレーションなどの機能強化を推進する。
対応体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害二輪調査隊の編成</li> <li>○緊急時における職員の出勤体制の計画化</li> </ul>

(2) 非常用飲料水の確保

非常用飲料水の確保は、次のとおり実施する。

項目	概要
非常用水源の確保	走水、林に非常用水源としての井戸を設置
災害用の水道水の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>○主要配水池に緊急遮断弁を設置</li> <li>○配水幹線の改良による、非常時における貯水機能</li> <li>○水道管直結式非常用貯水装置(100m<sup>3</sup>タンク)の設置</li> </ul>



第2部 災害予防計画

改訂素案

3 下水道施設の対策

上下水道局は、大規模災害発生時の生活環境保全のため、下水道施設の耐震対策、耐津波対策、浸水対策及び老朽化対策を推進する。

項目	概要
ポンプ場・処理場における対策	○耐震性が低い施設は、必要な補強工事を実施する。
管路施設における対策	○耐震性の低い管路施設は、布設替え、管更生等による耐震化工事を実施する。 ○管渠とマンホールの接続部に可とう性の継ぎ手を設置する。
対応体制の強化	○災害に備えた各種計画の向上 ○職員の被災時対応能力の強化 ○他都市・民間企業との連携強化

4 電力施設の対策

(2) 本市

項目	概要
非常時の電源確保	・防災拠点となる公共施設等に <b>配備した電気自動車（EV）とPCSにより</b> 、非常時の電源供給を <b>実現</b> する。 * PCS（Power Control System：電力制御装置） EVのバッテリー充電とバッテリーからの給電を行う装置 ・市保有EVの電力が不足する場合は、 <b>協定事業者の自家発電設備からEVに電力供給を受ける。</b> ・協定事業者が市内店舗で保有するEVからスマートフォンへの充電など、地域住民に電源供給を実施できる体制を整備する。

第2部 災害予防計画

現行

3 下水道施設の対策

上下水道局は、災害時における生活環境保全のための対策を実施する。

項目	概要
ポンプ場・処理場における対策	○耐震性が低い施設は、必要な補強工事を実施する。 ○地盤の液状化が予想される地域の施設にあっては、必要に応じて液状化対策を実施する。 ○機械設備の各種配管には、新素材及び伸縮継手などを用い、地震による変位を吸収し、漏水防止対策を図る。 ○停電に備え、自家発電装置の設置を進める。
管路施設における対策	○耐震性の低い管路施設は、布設替え、管更生等による耐震化工事を実施する。 ○下水管とマンホールの接続部に <b>可撓性</b> の継ぎ手を設置する。 ○マンホール蓋は、不用意に開くことがないようにフック付のものに順次交換する。
資機材、人員の確保	○災害時に備え、緊急用資機材を備蓄する。 ○資機材や人員が不足する場合を考慮して、平常時から業界団体等と協定を締結するなど、非常時の応援体制の整備を図る。

4 電力施設の対策

(2) 本市

項目	概要
非常時の電源確保	防災拠点となる公共施設等に電気自動車（EV）とPCSを <b>配備し</b> 、非常時の電源供給体制を <b>整備</b> する。 * PCS（Power Control System：電力制御装置） EVのバッテリー充電とバッテリーからの給電を行う装置

## 第2部 災害予防計画

改訂素案

### 5 都市ガス施設の対策

項目	概要
施設の機能確保	供給施設の耐震化及び分散化、供給系統の多重化、拠点の分散及びガス供給を停止した地区は迅速な復旧を行うためITを活用したシステムの整備に務める。
ガス漏えい防止策の推進	大地震発生時には家庭のマイコンメーター（ガスメーター）が震度5以上の揺れを感知しガス供給を自動的に遮断する仕組みを設けている。さらには供給エリアを複数のブロックに分け被害の大きい地域（ブロック）のみを遠隔で遮断する仕組みを設け、ガス供給停止地域を最小限に抑えながら二次災害を未然に防止する。

## 第4節 建築物の防災化の推進

### 2 一般建築物の耐震化促進

#### (2) 民間特定建築物の耐震化

耐震改修促進法第6条の規定に基づき、市促進計画を策定し、多数の者が利用する民間建築物の耐震化の目標を定める。

また、所有者等が耐震診断および耐震改修を行いやすい環境の整備等、耐震化を進めて行くための施策を講じ、耐震診断および耐震改修の促進に努める。

### 5 その他建物等の安全対策の推進

地震に伴い、宅地・建物が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災した宅地・建物を調査し、余震等による二次災害の軽減防止を図るための応急危険度判定制度の整備について、県との連携を図り推進する。

また、住宅や建築物の耐震化を促進するとともに、旧耐震基準の危険が予測される建物の除却・更新を推進する。

## 第2部 災害予防計画

現行

### 5 都市ガス施設の対策

項目	概要
施設の機能確保	供給施設の耐震化及び分散化、供給系統の多重化とともに、臨時供給のための移動式ガス設備等の整備に務める。
ガス漏えい防止策の推進	ガス遮断装置の設置、導管防護措置、感震遮断機能を有するガスメーター及び緊急遮断装置の設置を推進する。
非常用設備の整備	常用電力の停止時において防災業務設備の機能を維持するため、必要に応じて自家発電設備などを整備する。

## 第4節 建築物の防災化の推進

### 2 一般建築物の耐震化促進

#### (2) 民間特定建築物の耐震化

耐震改修促進法第6条第1号で定める特定建築物については、市促進計画に基づき所有者等に指導・助言することにより耐震化を促進する。

また、耐震改修促進法第6条第2号及び第3号で定める特定建築物については、建築物の実態に即した耐震化促進について所有者等に指導・助言する。

### 5 その他建物等の安全対策の推進

地震に伴い、宅地・建物が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災した宅地・建物を調査し、余震等による二次災害の軽減防止を図るための応急危険度判定制度の整備について、県との連携を図り推進する。

第5節 地盤災害の防止

1 がけ、擁壁の防災化の推進  
(3) がけの改善事業

制度の名称		対象の概要	内 容
県の制度	急傾斜地崩壊対策事業	○角度30度以上、高さ5m以上の自然がけ ○崩壊により被害を受ける住居が5戸以上密集している区域	神奈川県が防災工事を実施
市の制度	既成宅地防災工事等助成事業	○角度30度以上、高さ2m以上の自然がけ又は防災工事済みであるが変状が著しいがけ ○がけの上又は下に住居がある	個人が行う既成宅地のがけ崩れ防止のための防災工事の助成を行うとともに、工事費の市内の銀行、信用金庫等からの融資を紹介

(4) がけに対する安全対策の推進

県と連携し、がけ崩れ災害のおそれがある箇所の把握に努めるとともに、がけ崩れによる被害防止のため、パンフレット等によりがけに対する注意事項について周知する。  
また、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域を示した土砂災害ハザードマップを作成し周知することで、市民に対する注意喚起を行う。

第5節 地盤災害の防止

1 がけ、擁壁の防災化の推進  
(3) がけの改善事業

制度の名称		対象の概要	内 容
県の制度	急傾斜地崩壊対策事業	○高さ5mを超える自然がけ ○崩壊により被害を受ける住家が5戸以上密集している区域	神奈川県が防災工事を実施
市の制度	既成宅地防災工事等助成事業	○高さ2m以上のがけ ○角度30度以上の自然がけ又は防災工事済みであるが変状が著しいがけ ○がけの上又は下に住居がある	個人が行う既成宅地のがけ崩れ防止のための防災工事の助成を行うとともに、工事費の市内の銀行、信用金庫等からの融資を紹介

(4) がけに対する安全対策の推進

県と連携し、がけ崩れ災害のおそれがある箇所の把握に努めるとともに、がけ崩れによる被害防止のため、パンフレット等によりがけに対する注意事項について周知する。

第2章 防災力強化の取り組み

第1節 消防力の整備・強化

1 公設消防力の強化

地震時に同時多発火災への対応力の強化のため、**油圧ショベル及びホイールローダーや災害対策用ドローンなど**、消防車両・資機材の整備強化を図るとともに、地域特性等を考慮して非常用消防車両の配置を行う。

また、救命効果の向上を図るため、専門的知識の習得など救急高度化を推進する。

第2節 情報通信網の整備

2 防災行政無線

項目	概要
防災行政無線 放送の 補完措置	防災行政無線の放送は屋外での放送のため、屋内にいる場合や、気象条件によっては聞き取りづらい場合がある。 そのため、防災行政無線の放送内容を提供するサービスを多様に実施する。 ○ホームページ ○防災情報メール ○ツイッター ○LINE ○テレビのデータ放送 ○テレフォンガイド ○ファクス通信

第3節 市民への情報伝達手段の多様化

防災行政無線は、緊急災害時に屋外にいる市民や広範囲の地区に対して一斉広報が可能であるが、より多くの市民に確実に伝達するため、**ホームページ、防災情報メール、市公式ツイッターやLINEなどインターネットでの情報提供やテレビのデータ放送など**、様々な**情報伝達手段を活用する**。

2 報道機関・地域密着型メディア（コミュニティFM、ケーブルテレビ）等の活用

震災時においては、地震情報、被害状況、ライフラインの復旧状況など市民が必要とする情報を的確に伝え、地域の混乱を最小限に留める必要がある。

このことから、情報伝達に大きな影響のあるテレビ・ラジオによる情報伝達について、**Lアラート（災害情報共有システム）を活用し**、各報道機関等との連携に努める。

3 災害状況に応じた広報体制の整備

項目	情報伝達手段
緊急に伝達するもの （「避難指示」等）	防災行政無線、広報車、インターネット、テレビ、ラジオ等

第2章 防災力強化の取り組み

第1節 消防力の整備・強化

1 公設消防力の強化

地震時に同時多発火災への対応力の強化のため、消防車両・資機材の整備強化を図るとともに、地域特性等を考慮して非常用消防車両の配置を行う。

また、救命効果の向上を図るため、専門的知識の習得など救急高度化を推進する。

第2節 情報通信網の整備

2 防災行政無線

項目	概要
防災行政無線 放送の 補完措置	防災行政無線の放送は屋外での放送のため、屋内にいる場合や、気象条件によっては聞き取りづらい場合がある。 そのため、防災行政無線の放送内容を提供するサービスを多様に実施する。 【サービス例】○メール配信 ○地上デジタル波データ放送 ○テレフォンガイド ○ファクス通信

第3節 市民への情報伝達手段の多様化

防災行政無線は、緊急災害時に屋外にいる市民や広範囲の地区に対して一斉広報が可能であるが、より多くの市民に確実に伝達するため、様々な**情報媒体**の活用も検討する。

2 報道機関・地域密着型メディア（コミュニティFM、ケーブルテレビ）等の活用

震災時においては、地震情報、被害状況、ライフラインの復旧状況など市民が必要とする情報を的確に伝え、地域の混乱を最小限にとどめる必要がある。

このことから、情報伝達に大きな影響のあるテレビ・ラジオによる情報伝達について、各報道機関等との連携に努める。

3 災害状況に応じた広報体制の整備

項目	検討する方法
緊急に伝達するもの （「避難指示（緊急）」等）	防災行政無線、広報車、インターネット、テレビ、ラジオ等

## 第2部 災害予防計画

改訂素案

### 第5節 防災備蓄の推進

#### 2 食料及び生活関連物資等の備蓄

##### (1) 食料及び生活関連物資の備蓄

危機管理課は、全人口半数の1食分(約19万食)の食料、応急給水体制が整うまでの間の緊急用飲料水として、ペットボトル保存水、毛布等の生活関連物資を備蓄する。

#### 4 備蓄物資の充実等

関係部局は、備蓄している物資・機材の定期的な確認を行うとともに、訓練において使用するなど、適切な取り扱いが可能となるよう努めるとともに、更新時等の物資選定にあたっては、常に最新の情報を収集し、保存期間や性能、品質、利用対象者への適合等を考慮して選定し、適正に管理する。

### 第7節 学校等の防災力の強化

#### 1 防災計画等の策定

##### (1) 防災計画等の策定

教育委員会は、児童・生徒・教職員の安全確保のため、所管する学校及び幼稚園(以下、学校(園))における防災体制を構築するとともに、災害対応が適切かつ迅速に行えるよう県が策定した「学校防災活動マニュアルの作成指針」に基づき、学校(園)別の危機管理マニュアル(以下、個別計画)の策定を推進する。

なお、個別計画の策定にあたっては、周囲の地形や道路状況などをふまえて策定するとともに本計画及び活動細部計画との整合を図る。

また、震災時避難所に指定されている学校においては、避難所の開設及び運営の円滑化を図るため、避難所運営委員会が策定した「震災時避難所運営マニュアル」との整合に配慮する。

## 第2部 災害予防計画

現行

### 第5節 防災備蓄の推進

#### 2 食料及び生活関連物資等の備蓄

##### (1) 食料及び生活関連物資の備蓄

市長室は、20万食以上の食料、応急給水体制が整うまでの間の緊急用飲料水として、ペットボトル保存水、毛布等の生活関連物資を備蓄する。

#### 4 備蓄物資の充実等

関係部局は、備蓄している物資・機材の定期的な確認を行うとともに、訓練において使用するなど、適切な取り扱いが可能となるよう努めるとともに、更新時等の物資選定にあたっては、常に最新の情報を収集し、保存期間や性能、品質、利用対象者への適合等を考慮して選定する。

### 第7節 学校等の防災力の強化

#### 1 防災計画等の策定

##### (1) 防災計画等の策定

教育委員会は、児童・生徒・教職員の安全確保のため、所管する学校及び幼稚園(以下、学校(園))における防災体制を構築するとともに、災害対応が適切かつ迅速に行えるよう県が策定した「学校防災活動マニュアルの作成指針」に基づき、学校(園)別の防災計画(以下、個別計画)の策定を推進する。

なお、個別計画の策定にあたっては、本計画及び活動細部計画との整合を図るとともに、震災時避難所に指定されている学校においては、避難所の開設及び運営の円滑化を図るため、避難所運営委員会が策定した「震災時避難所運営マニュアル」との整合に配慮する。

第3章 避難所・避難地の整備

第1節 震災時の避難

1 震災時の避難の考え方

(2) 身の安全を確保したら → 『生活場所を選びましょう』

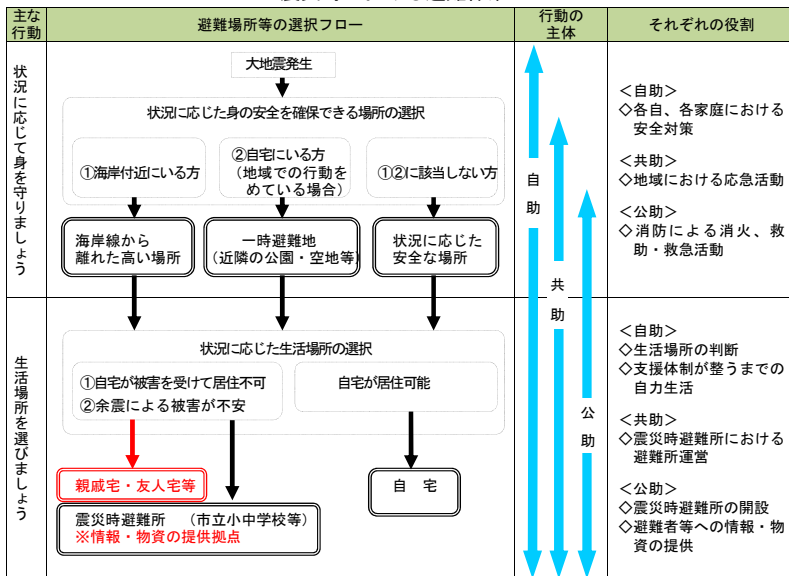
項目	概要
自宅の倒壊やそのおそれがある場合	親戚宅・友人宅等に避難する。(分散避難) 近隣の震災時避難所に避難する。

(3) 生活場所を選んだら

→ 『正しい情報を入手し、在宅避難をしましょう』(自宅では)  
『自主的な避難生活を送りましょう』(避難所では)

項目	概要
自宅で生活を送る場合	食料や飲料水等の生活に必要な物資は、近隣の震災時避難所等で配給するので、支援情報や生活情報を入手する。
震災時避難所で生活を送る場合	周囲の避難者等と協力して震災時避難所運営委員会を編成し、避難者が中心の自主運営体制を確立する。

震災時における避難体系



第3章 避難所・避難地の整備

第1節 震災時の避難

1 震災時の避難の考え方

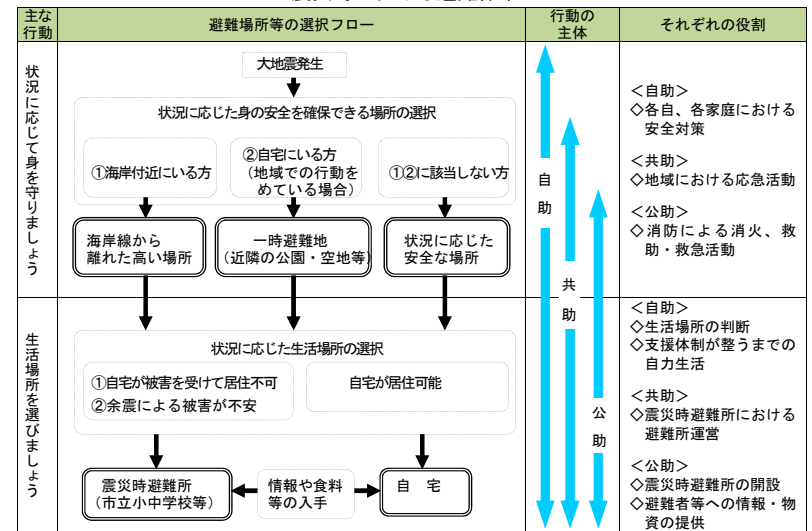
(2) 身の安全を確保したら → 『生活場所を選びましょう』

項目	概要
自宅の倒壊やそのおそれがある場合	近隣の震災時避難所に避難する。

(3) 生活場所を選んだら → 『正しい情報を入手し、支援を受けるとともに自立を図りましょう』

項目	概要
自宅で生活を送る場合	食料や飲料水等の生活に必要な物資は、近隣の震災時避難所等で配給するので、支援情報や生活情報を入手する。
震災時避難所で生活を送る場合	周囲の避難者等と協力して避難所での生活環境を整備するとともに、公的支援等による避難所生活からの自立を図る。

震災時における避難体系



## 第2節 震災時避難所（指定避難所）

## 2 避難所の周知

危機管理課は、避難が円滑に行われるようにホームページや防災マップ等を活用し、市民にあらかじめ避難所を周知する。

また、避難の際には原則として自動車の使用を避けるなど、避難時の諸注意についても併せて周知を図る。

## 3 避難所運営体制の整備

## (2) 避難所運営委員会の役割

避難所運営委員会は、各避難所に避難することとなる町内会・自治会の自主防災組織等で構成し、平時から災害時に組織される、震災時避難所運営委員会における役割分担、施設の使用範囲・使用方法、避難所生活のルール等を定めた震災時避難所運営マニュアルの整備を行う。

その際は、危機管理課・地域安全課が作成した「新型コロナウイルス感染症を踏まえた震災時避難所の開設・運営のポイント」も参考とする。

また、マニュアル等に基づき、災害時に震災時避難所が円滑に運営できるよう、避難所開設・運営訓練を定期的実施し、常に避難所の運営体制の見直しを図る。

## 5 震災時避難所の機能強化

## (1) 物資・資機材の整備

危機管理課は、避難生活の場であるとともに周辺住民への支援拠点である震災時避難所の運営に必要な物資・資機材の整備に努める。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、避難所における避難者の過密抑制に資する資機材の整備も併せて努めるものとする。

## 第3節 福祉避難所

福祉部は、特別な配慮を必要とする高齢者や障害者、妊産婦等、小学校等の通常の震災時避難所での生活が困難な人たちのための避難所・施設（以下、福祉避難所）を関係部局と連携し整備する。

また、令和3年5月の災害対策基本法改正をふまえ、福祉避難所の指定・公示などについて検討を進める。

## 第2節 震災時避難所（指定避難所）

## 2 避難所の周知

市長室は、避難が円滑に行われるようにホームページや防災マップ等を活用し、市民にあらかじめ避難所を周知する。

また、避難の際には自動車の使用を避けるなど、避難時の諸注意についても合わせて周知を図る。

## 3 避難所運営体制の整備

## (2) 避難所運営委員会の役割

避難所運営委員会は、各避難所に避難することとなる町内会・自治会の自主防災組織等で構成し、平時から災害時に組織される、震災時避難所運営委員会における役割分担、施設の使用範囲・使用方法、避難所生活のルール等を定めた震災時避難所運営マニュアルの整備を行う。

また、そのマニュアルに基づき、災害時に震災時避難所が円滑に運営できるよう、避難所開設・運営訓練を定期的実施し、常に避難所の運営体制の見直しを図る。

## 5 震災時避難所の機能強化

## (1) 物資・資機材の整備

市長室は、避難生活の場であるとともに周辺住民への支援拠点である震災時避難所の運営に必要な物資・資機材の整備に努める。

## 第3節 福祉避難所

福祉部は、特別な配慮を必要とする高齢者や障害者、妊産婦等、小学校等の通常の震災時避難所での生活が困難な人たちのための避難所・施設（以下、福祉避難所）を関係部局と連携し整備する。

第2部 災害予防計画

改訂素案

第4章 帰宅困難者対策の推進

第2節 帰宅困難者一時滞在施設の整備

危機管理課は、鉄道駅周辺において帰宅困難者が発生した場合に備え、次の施設を一時滞在施設として施設管理者や事業者と調整を図り、備蓄物資を整備する。

また、一時滞在施設の整備について、公共施設や整備予定のある集客施設や市街地再開発事業による民間施設などの利用を検討する。

一時滞在施設名		想定する主な対象駅
北体育会館	夏島町2	追浜駅、京急田浦駅
総合体育会館	不入斗町1-2	横須賀中央駅、衣笠駅
神奈川歯科大学体育館	稲岡町82	横須賀中央駅、横須賀駅
県立保健福祉大学体育館	平成町1-10-1	横須賀中央駅、県立大学駅
南体育会館	久里浜6-14-1	京急久里浜駅、久里浜駅
(株)横須賀テレコムリサーチ パーク・YRPホール	光の丘3-4	YRP野比駅
ザ・タワー横須賀中央	大滝町2-6	横須賀中央駅、汐入駅、 横須賀駅
メルキュールホテル 横須賀	本町3-27	汐入駅、横須賀駅
関東財務局横須賀出張所 横須賀地方合同庁舎	新港町1-8	横須賀中央駅、汐入駅、 横須賀駅
東京九州フェリー株式会社 フェリーターミナル	新港町1-12	横須賀中央駅、汐入駅、 横須賀駅

第2部 災害予防計画

現行

第4章 帰宅困難者対策の推進

第2節 帰宅困難者一時滞在施設の整備

市長室は、鉄道駅周辺において帰宅困難者が発生した場合に備え、次の施設を一時滞在施設として施設管理者や事業者と調整を図り、備蓄物資を整備する。

また、一時滞在施設の整備について、公共施設や整備予定のある集客施設や市街地再開発事業による民間施設などの利用を検討する。

一時滞在施設名		想定する主な対象駅
北体育会館	夏島町2	追浜駅、京急田浦駅
総合体育会館	不入斗町1-2	横須賀中央駅、衣笠駅
神奈川歯科大学体育館	稲岡町82	横須賀中央駅、横須賀駅
県立保健福祉大学体育館	平成町1-10-1	横須賀中央駅、県立大学駅
南体育会館	久里浜6-14-1	京急久里浜駅、久里浜駅
(株)横須賀テレコムリサーチ パーク・YRPホール	光の丘3-4	YRP野比駅
ザ・タワー横須賀中央	大滝町2-6	横須賀中央駅、汐入駅、 横須賀駅
メルキュールホテル 横須賀	本町3-27	汐入駅、横須賀駅
関東財務局横須賀出張所 横須賀地方合同庁舎	新港町1-8	横須賀中央駅、汐入駅、 横須賀駅
新設		



## 第2部 災害予防計画

改訂素案

### 第5章 応援・協力体制の整備

#### 第1節 応援の要請・受入れ体制の整備

##### 1 応援の要請及び受入れ体制の整備

大規模災害時には、被害の大きさによっては一自治体の防災体制のみでは、対応が困難となるため、他自治体や自衛隊をはじめとした防災関係機関に対し、応援要請を行うことが必要となる。

このため、関係部局は地震災害時の応援要請・受入れが円滑に行えるよう県地域防災計画及び国の首都直下地震応急対策活動要領等に基づき体制の確立を図る。

また、国の**応急対策職員派遣制度**についても、活用を検討する。

### 第6章 災害医療・防疫体制等の強化

#### 第1節 災害医療体制の整備

##### 1 災害時における医療活動場所の確保

震災時における迅速かつ円滑な医療活動の実施のため、次のとおり医療活動拠点等を定める。

今後、津波浸水想定区域などをふまえ、地域医療救護所について検討を進める。

#### 第3節 防疫体制の整備

##### 1 基本的な考え方

災害時における感染症のまん延を防止するため、殺菌、消毒、ねずみなどの駆除、飲料水検査などの体制強化を進める。

また、健康部は、**新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から危機管理課と連携し、自宅療養者等が危険エリアに居住しているかハザードマップ等に基づく確認、避難の確保に向けた具体的な検討・調整と必要に応じた情報提供をするよう努める。**

## 第2部 災害予防計画

現行

### 第5章 応援・協力体制の整備

#### 第1節 応援の要請・受入れ体制の整備

##### 1 応援の要請及び受入れ体制の整備

大規模災害時には、被害の大きさによっては一自治体の防災体制のみでは、対応が困難となるため、他自治体や自衛隊をはじめとした防災関係機関に対し、応援要請を行うことが必要となる。

このため、関係部局は地震災害時の応援要請・受入れが円滑に行えるよう県地域防災計画及び国の首都直下地震応急対策活動要領等に基づき体制の確立を図る。

また、国の**被災市区町村応援職員確保システム**についても、活用を検討する。

### 第6章 災害医療・防疫体制等の強化

#### 第1節 災害医療体制の整備

##### 1 災害時における医療活動場所の確保

震災時における迅速かつ円滑な医療活動の実施のため、次のとおり医療活動拠点等を定める。

#### 第3節 防疫体制の整備

##### 1 基本的な考え方

災害時における感染症のまん延を防止するため、殺菌、消毒、ねずみなどの駆除、飲料水検査などの体制強化を進める。

第8章 緊急輸送体制の整備

第1節 緊急輸送体制の整備

1 緊急交通路・緊急輸送道路

(1) 緊急交通路

緊急交通路とは、災害対策基本法第76条第1項に基づき県公安委員会が指定する路線であり、被災者の避難及び救出・救助、消火活動等に使用される緊急**通行**車両（自衛隊、消防、警察等）及びこの活動を支援する車両（啓開活動作業車等）のみ通行可能となる。

第2節 緊急通行車両の確保

1 緊急通行の対象車両

緊急通行車両は、災害対策基本法第50条第2項に規定する災害応急対策の実施責任者又はその委託を受けた者が使用する車両で、次に掲げる業務に従事するものである。

ただし、道路交通法に規定する「緊急自動車」については、緊急通行車両の登録手続を省略することができる。

項目	概要
緊急通行車両の業務要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>○警報の発令及び伝達並びに<b>避難指示</b></li> <li>○消防、水防その他の応急措置</li> <li>○応急の救護を要すると認められる者の救護その他の保護</li> <li>○施設及び設備の応急復旧</li> <li>○清掃・防疫その他保健衛生</li> <li>○犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持</li> <li>○緊急輸送の確保</li> <li>○その他災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置</li> </ul>

第3節 物資供給体制の整備

1 物資受入れ・供給体制の整備

**危機管理課**は関係部局と調整の上、救援物資を円滑に受入れ、これらを円滑・効率的に避難所に搬送するため、物資搬送拠点を確保するなど供給体制の整備に努める。

また、**物資調達・輸送調整等支援システム**についても、平時から訓練に参加するなど、その運用体制の整備に努める。

第8章 緊急輸送体制の整備

第1節 緊急輸送体制の整備

1 緊急交通路・緊急輸送道路

(1) 緊急交通路

緊急交通路とは、災害対策基本法第76条第1項に基づき県公安委員会が指定する路線であり、被災者の避難及び救出・救助、消火活動等に使用される緊急車両（自衛隊、消防、警察等）及びこの活動を支援する車両（啓開活動作業車等）のみ通行可能となる。

第2節 緊急通行車両の確保

1 緊急通行の対象車両

緊急通行車両は、災害対策基本法第50条第2項に規定する災害応急対策の実施責任者又はその委託を受けた者が使用する車両で、次に掲げる業務に従事するものである。

ただし、道路交通法に規定する「緊急自動車」については、緊急通行車両の登録手続を省略することができる。

項目	概要
緊急通行車両の業務要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>○警報の発令及び伝達並びに避難の<b>勧告又は指示</b></li> <li>○消防、水防その他の応急措置</li> <li>○応急の救護を要すると認められる者の救護その他の保護</li> <li>○施設及び設備の応急復旧</li> <li>○清掃・防疫その他保健衛生</li> <li>○犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持</li> <li>○緊急輸送の確保</li> <li>○その他災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置</li> </ul>

第3節 物資供給体制の整備

1 物資受入れ・供給体制の整備

**市長室**は関係部局と調整の上、救援物資を円滑に受入れ、これらを円滑・効率的に避難所に搬送するため、物資搬送拠点を確保するなど供給体制の整備に努める。

第2部 災害予防計画

改訂素案

第9章 災害対応組織の整備

第2節 災害に対する組織体制

2 配備指令の発令基準等

災害警戒本部及び災害対策本部は、次の配備指令発令基準に該当する事象が発生した場合は自動設置とし、**原則**全部局配備とする。

設置組織	配備指令	基準	配備部局
災害警戒本部	警戒配備	○気象庁が本市で震度4の揺れを観測したと発表した場合 ○気象庁が東京湾内湾又は相模湾・三浦半島の津波予報区に津波注意報を発表した場合 ○気象庁が南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）を発表した場合	全部局 (※1)
災害対策本部	1号配備	○気象庁が本市で震度5弱の揺れを観測したと発表した場合 ○気象庁が東京湾内湾又は相模湾・三浦半島の津波予報区に津波警報を発表した場合	全部局
	2号配備	○気象庁が本市で震度5強の揺れを観測したと発表した場合 ○気象庁が東京湾内湾又は相模湾・三浦半島の津波予報区に大津波警報（特別警報）を発表した場合 ○気象庁が南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）を発表した場合	
	3号配備	気象庁が本市で震度6弱以上の揺れを観測したと発表した場合	

※1 配備指令発令基準に該当する事象の内容によっては、**危機管理課**のみ又は**危機管理課**と関係部局による情報収集体制とする場合がある。

第2部 災害予防計画

現行

第9章 災害対応組織の整備

第2節 災害に対する組織体制

2 配備指令の発令基準等

災害警戒本部及び災害対策本部は、次の配備指令発令基準に該当する事象が発生した場合は自動設置とし全部局配備とする。

設置組織	配備指令	基準	配備部局
災害警戒本部	警戒配備	○気象庁が本市で震度4の揺れを観測したと発表した場合 ○気象庁が東京湾内湾又は相模湾・三浦半島の津波予報区に津波注意報を発表した場合 ○気象庁が南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）を発表した場合(※1)	全部局 (※1)
災害対策本部	1号配備	○気象庁が本市で震度5弱の揺れを観測したと発表した場合 ○気象庁が東京湾内湾又は相模湾・三浦半島の津波予報区に津波警報を発表した場合	全部局
	2号配備	○気象庁が本市で震度5強の揺れを観測したと発表した場合 ○気象庁が東京湾内湾又は相模湾・三浦半島の津波予報区に大津波警報（特別警報）を発表した場合 ○気象庁が南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）を発表した場合	
	3号配備	気象庁が本市で震度6弱以上の揺れを観測したと発表した場合	

※1 津波注意報及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容によっては、**市長室**のみ又は**市長室**と関係部局による情報収集体制とする場合がある。

※2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の続報として、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）を発表した場合は、災害対策本部体制を維持する。

第10章 災害に強い人づくりの推進

第1節 防災意識の普及啓発

1 本市職員への防災教育

市民の生命、身体及び財産を災害から守るという、本市の最も重要な責務を遂行するため、本市職員に対して計画的に防災教育を行うことで、職員の防災に関する知識を高め、災害時における適切な判断力や行動力を身につける。

教育方法	教育事項
講習会、研修会の実施 プロジェクトチームによる研究	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地震及び津波に関する知識</li> <li>○地域防災計画等の内容</li> <li>○震災時避難所の運営支援</li> <li>○職員のとるべき行動</li> <li>○応急救護の方法</li> <li>○その他必要な事項</li> </ul>
危機管理カードや啓発資料の作成・配布	
各種防災訓練への参加促進	
新規採用時の研修会実施	

2 市民への防災知識の普及

本市及び防災関係機関は、市民等を対象として、下記のとおり防災知識の普及・啓発や防災意識の高揚を図る。

なお、普及・啓発に際しては、要配慮者（外国人を含む。）への防災知識の普及について十分に配慮する。

普及方法（例）	普及事項
自主防災組織等に対する防災講話	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地震及び津波に関する知識</li> <li>○横須賀市をはじめとした防災機関の災害対策</li> <li>○地震に対する日頃の備え（住居の耐震化など）</li> <li>○地震発生時の身の守り方、避難の判断方法</li> <li>○自主防災活動の重要性</li> <li>○震災時避難所及び広域避難地の役割</li> <li>○応急救護、救出救助の方法</li> <li>○災害教訓の伝承</li> <li>○その他必要な事項</li> </ul>
防災マップ、防災パンフレット等の作成・配布	
テレビ、ラジオ、新聞等の活用	
広報紙の活用	
SNS（市公式ツイッター、LINE）の活用	

第10章 災害に強い人づくりの推進

第1節 防災意識の普及啓発

1 本市職員への防災教育

市民の生命、身体及び財産を災害から守るという、本市の最も重要な責務を遂行するため、本市職員に対して計画的に防災教育を行うことで、職員の防災に関する知識を高め、災害時における適切な判断力や行動力を身につける。

教育方法	教育事項
講習会、研修会の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地震及び津波に関する知識</li> <li>○地域防災計画等の内容</li> <li>○震災時避難所の運営支援</li> <li>○職員のとるべき行動</li> <li>○応急救護の方法</li> <li>○その他必要な事項</li> </ul>
危機管理カードや啓発資料の作成・配布	
各種防災訓練への参加促進	
新規採用時の研修会実施	

2 市民への防災知識の普及

本市及び防災関係機関は、市民等を対象として、下記のとおり防災知識の普及・啓発や防災意識の高揚を図る。

なお、普及・啓発に際しては、要配慮者（外国人を含む。）への防災知識の普及について十分に配慮する。

普及方法（例）	普及事項
自主防災組織等に対する防災講話	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地震及び津波に関する知識</li> <li>○横須賀市をはじめとした防災機関の災害対策</li> <li>○地震に対する日頃の備え（住居の耐震化など）</li> <li>○地震発生時の身の守り方、避難の判断方法</li> <li>○自主防災活動の重要性</li> <li>○震災時避難所及び広域避難地の役割</li> <li>○応急救護、救出救助の方法</li> <li>○災害教訓の伝承</li> <li>○その他必要な事項</li> </ul>
防災マップ、防災パンフレット等の作成・配布	
広報紙、テレビ、ラジオ、新聞等の活用	
防災講演会の開催	

第2節 自助のための防災力の向上

1 市民がとるべき措置

地震による被害を最小限に留めるため、市民一人ひとりが日頃から努めるべき事項を次に示す。

項目	概要
市民が取るべき措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>○防災知識の向上</li> <li>○地域で行う防災訓練への積極的な参加</li> <li>○出火防止措置の推進、消火器などの消火用具の備え付け</li> <li>○建物の耐震化、家具類の転倒防止、備品等の落下防止措置</li> <li>○ガラス等の飛散防止措置</li> <li>○危険なブロック塀などの改善</li> <li>○自宅等で避難生活をおくるための最低3日分、推奨1週間分の食料や飲料水、携帯トイレ、その他生活用品などの非常用備蓄品の準備</li> <li>○発災時に持ち出す非常食や飲料水、ラジオ、懐中電灯、医薬品、<b>感染症対策品</b>などの非常用持ち出し品の準備</li> <li>○震災時における家族の役割分担、連絡方法、避難ルールの取り決め、避難場所の確認などの話し合い</li> </ul>

2 市民が行う備蓄

(2) 非常用持ち出し品

被災時や非常時に、避難所等での当面の生活をしのぐための物品である。

両手が使えるリュックサックなどに避難の時に必要なものをまとめて、目につきやすい場所に置いておく。

項目	概要
非常用持出品の例	<ul style="list-style-type: none"> <li>○飲料水(携帯用飲料水)</li> <li>○非常食(乾パン、アルファ化米、缶詰など)</li> <li>○応急医薬品(絆創膏、傷薬、鎮痛薬、解熱剤、目薬など)</li> <li>○衣類(上着、下着、履物、タオルなど)</li> <li>○携帯トイレ</li> <li>○<b>感染症対策品(マスク、手指消毒薬、体温計など)</b></li> <li>○懐中電灯</li> <li>○ラジオ</li> <li>○生活用品(ライター、ろうそく、ナイフ、ビニール袋、軍手、予備電池など)</li> <li>○貴重品(現金・通帳など)</li> </ul> <p>※家族状況によって準備するもの…ほ乳瓶、おむつ、生理用品、予備メガネ、持病薬、看護用品など</p>

第2節 自助のための防災力の向上

1 市民がとるべき措置

地震による被害を最小限にとどめるため、市民一人ひとりが日頃から努めるべき事項を次に示す。

項目	概要
市民が取るべき措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>○防災知識の向上</li> <li>○地域で行う防災訓練への積極的な参加</li> <li>○出火防止措置の推進、消火器などの消火用具の備え付け</li> <li>○建物の耐震化、家具類の転倒防止、備品等の落下防止措置</li> <li>○ガラス等の飛散防止措置</li> <li>○危険なブロック塀などの改善</li> <li>○自宅等で避難生活をおくるための最低3日分、推奨1週間分の食料や飲料水、携帯トイレ、その他生活用品などの非常用備蓄品の準備</li> <li>○発災時に持ち出す非常食や飲料水、ラジオ、懐中電灯、医薬品などの非常用持ち出し品の準備</li> <li>○震災時における家族の役割分担、連絡方法、避難ルールの取り決め、避難場所の確認などの話し合い</li> </ul>

2 市民が行う備蓄

(2) 非常用持ち出し品

被災時や非常時に、避難所等での当面の生活をしのぐための物品である。

両手が使えるリュックサックなどに避難の時に必要なものをまとめて、目につきやすい場所に置いておく。

項目	概要
非常用持出品の例	<ul style="list-style-type: none"> <li>○飲料水(携帯用飲料水)</li> <li>○非常食(乾パン、アルファ化米、缶詰など)</li> <li>○応急医薬品(絆創膏、傷薬、鎮痛薬、解熱剤、目薬など)</li> <li>○衣類(上着、下着、履物、タオルなど)</li> <li>○携帯トイレ</li> <li>○懐中電灯</li> <li>○ラジオ</li> <li>○生活用品(ライター、ろうそく、ナイフ、ビニール袋、軍手、予備電池など)</li> <li>○貴重品(現金・通帳など)</li> </ul> <p>※家族状況によって準備するもの…ほ乳瓶、おむつ、生理用品、予備メガネ、持病薬、看護用品など</p>

## 第2部 災害予防計画

改訂素案

### 第11章 災害に強い地域づくりの推進

#### 第1節 自主防災活動の促進

##### 1 自主防災組織の育成

###### (1) 自主防災組織の活動内容

項目	概要
地域の防災計画の作成	「自分たちのまちは自分たちで守る」を原則として、自主防災組織が中心となって <b>住民</b> の手による地域の防災計画づくりを行う。
防災知識の普及	正しい防災知識を身につけるため、日頃から集会などの機会を利用して防災知識の普及に努める。
防災訓練の実施	自主防災組織が中心となり、 <b>実災害での対応を強くイメージした訓練</b> を実施する。また、その活動を促進するため、 <b>訓練報償金を支給する</b> 。
防災点検の実施	地域内で、 <b>災害危険箇所や消火器などの防災資器材</b> について、自主防災組織が <b>計画的</b> に点検を行う。

## 第2部 災害予防計画

現 行

### 第11章 災害に強い地域づくりの推進

#### 第1節 自主防災活動の促進

##### 1 自主防災組織の育成

###### (1) 自主防災組織の活動内容

項目	概要
地域の防災計画の作成	「自分たちのまちは自分たちで守る」を原則として、自主防災組織が中心となって <b>市民</b> の手による地域の防災計画づくりを行う。
防災知識の普及	正しい防災知識を身につけるため、日頃から集会などの機会を利用して防災知識の普及に努める。
防災訓練の実施	自主防災組織が中心となり、 <b>実際の対応を体験する機会を持った訓練</b> を実施する。
防災点検の実施	地域内で、 <b>災害の要因となりうる設備等</b> について、自主防災組織が <b>組織的</b> に点検を行う。

第3節 要配慮者対策の推進

関係部局は、状況判断による避難行動が難しく、避難生活に支障が予想される寝たきりや認知症の高齢者や障害者の方及びその家族、地域住民が安心して生活することができるよう要配慮者対策を推進する。

また、令和3年5月の災害対策基本法改正をふまえ、「横須賀市災害時要援護者支援プラン」(※)の見直しについて検討を進める。

(※)本市では、平成20年度に「横須賀市災害時要援護者支援プラン」を策定し、現在も運用しているため、「災害時要援護者支援プラン」と「災害時要援護者名簿」の用語は、そのまま用いる。

4 施設等における安全対策

自主的に避難することが難しい高齢者、身体障害者、知的障害者や精神障害者が入所あるいは通所している社会福祉施設などの要配慮者利用施設管理者は、次のとおり防災対策を実施する。

項目	基本方針
備蓄等の推進	ライフライン等の停止の際にも、施設利用者 <sup>1</sup> の生活維持ができるよう、非常発電設備や非常用給水設備の整備、非常用食料、医薬品や感染症対策品 <sup>2</sup> の備蓄に努める。
防災教育や防災訓練の充実	職員の地震防災に関する知識や対応能力の向上を図るとともに、利用者 <sup>3</sup> の状況に応じた防災訓練を行う。
施設利用者への防災知識の普及	施設の利用者 <sup>4</sup> に対して、管理者から災害時における対応を平素から周知徹底する。
防災計画の策定	ハザードマップ等を参考に土砂災害警戒区域等の災害リスクを把握し、職員の任務分担、動員計画、避難方法を定めた実効性のある防災計画を作成する。

第3節 要配慮者対策の推進

関係部局は、状況判断による避難行動が難しく、避難生活に支障が予想される寝たきりや認知症の高齢者や障害者の方及びその家族、地域住民が安心して生活することができるよう要配慮者対策を推進する。

4 施設等における安全対策

自主的に避難することが難しい高齢者、身体障害者、知的障害者や精神障害者が入所あるいは通所している社会福祉施設の施設管理者は、次のとおり防災対策を実施する。

項目	基本方針
備蓄等の推進	ライフライン等の停止の際にも、施設入所者 <sup>1</sup> の生活維持ができるよう、非常発電設備や非常用給水設備の整備、非常用食料や医薬品の備蓄に努める。
防災教育や防災訓練の充実	職員の地震防災に関する知識や対応能力の向上を図るとともに、入所者 <sup>2</sup> の状況に応じた防災訓練を行う。
施設入居者への防災知識の普及	施設の入居者 <sup>3</sup> に対して、管理者から災害時における対応を平素から周知徹底する。
防災計画の策定	職員の任務分担、動員計画、避難方法を定めた実効性のある防災計画を作成する。

5 避難確保計画の作成

(1) 避難確保計画の作成

横須賀市地域防災計画風水害対策計画編 別紙「地域防災計画に定める要配慮者利用施設の名称及び所在地」に定める土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設は、土砂災害防止法第8条の2第1項に基づき、次に掲げる内容を定めた避難確保計画を作成する。

- ア 土砂災害時の防災体制に関する事項
- イ 利用者の土砂災害時の避難誘導に関する事項
- ウ 土砂災害時の避難の確保を図るための施設の整備に関する事項
- エ 土砂災害時を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項
- オ その他利用者の土砂災害時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項

(2) 避難訓練の実施、報告

別紙に定める要配慮者利用施設は、土砂災害防止法第8条の2第5項に基づき、土砂災害に関する情報等の伝達や利用者の避難誘導等に関する訓練を実施し、市長に報告する。

6 避難確保計画の作成等に係る支援・点検体制

国、県、市は、協力・連携し、「水害・土砂災害に係る要配慮者利用施設における避難計画点検マニュアル（平成29年6月 国土交通省 厚生労働省）」を参考とした避難確保計画の作成支援・点検等の体制を構築します。

【参考】点検の際の役割分担の考え方

非常災害対策計画の点検に際しては、民生主管部局等が施設の運営等に関する事項について、防災担当部局が避難先等に関する事項について次の例のように分担して点検する等により、効果的・効率的に進める。

計画に記載される事項	民生主管部局等	防災担当部局
(ア) 防災体制、情報の収集・伝達	○（施設内の体制）	○（防災情報）
(イ) 避難誘導	○（利用者の誘導方法）	○（避難先、避難路）
(ウ) 避難施設	○	
(エ) 教育・訓練		○
(オ) 自営水防組織	○（組織）	○（業務内容）

出典 「水害・土砂災害に係る要配慮者利用施設における 避難計画点検マニュアル（平成29年6月 国土交通省 厚生労働省）」

5 新設

6 新設



## 第2部 災害予防計画

改訂素案

### 7 外国人への支援

市長室は、日本語を理解できず、また、日本の生活習慣に不慣れな外国人の災害時における安全を確保するため、NPO法人横須賀国際交流協会等関係団体及び関係部局の協力のもと次のとおり実施する。

項目	基本方針
外国人向けの防災・災害情報の提供	○在住外国人向けの多言語パンフレットの配布のほか、 <b>危機管理課と連携し</b> 、ひらがな・英文による防災情報メールサービスを提供する。 ○外国人及び災害時外国人サポーター向けの講座を開催するなど様々な機会を通じて、防災・災害情報の提供を行う。

### 第5節 男女共同参画の推進と多様な性の尊重

関係部局は、被災時における男女のニーズの違い等に十分に配慮し、避難所、応急仮設住宅等において、被災者の良好な生活環境が保たれるよう県及び防災関係機関等と連携し事前の対策に努めるとともに、防災に関する各種計画等の策定にあたっては、男女共同参画の視点を意識した策定に努める。

その際は、**様々な性自認や性的指向があることを踏まえ、男女のみの性を前提としない多様な視点を持つよう努める。**

また、住民への防災知識の普及啓発及び訓練の実施に際しては、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮して実施するものとする。

## 第12章 津波対策

### 第1節 津波対策の推進

#### 3 津波情報伝達体制の整備

津波は地震発生後数分で到達する場合もあり、住民の迅速な避難行動が必要とされる場合もあることから、津波情報や避難行動の伝達については、「第2章 第2節 情報通信網の整備」により体制を整備する。

また、**緊急速報メール**の活用について市民等へ周知を図る。

## 第2部 災害予防計画

現行

### 5 外国人への支援

渉外部は、日本語を理解できず、また、日本の生活習慣に不慣れな外国人の災害時における安全を確保するため、NPO法人横須賀国際交流協会等関係団体及び関係部局の協力のもと次のとおり実施する。

項目	基本方針
外国人向けの防災・災害情報の提供	○在住外国人向けの多言語パンフレットの配布のほか、ひらがな・英文による防災情報メールサービスを提供する。 ○外国人及び災害時外国人サポーター向けの講座を開催するなど様々な機会を通じて、防災・災害情報の提供を行う。

### 第5節 男女共同参画の推進

関係部局は、被災時における男女のニーズの違い等に十分に配慮し、避難所、応急仮設住宅等において、被災者の良好な生活環境が保たれるよう県及び防災関係機関等と連携し事前の対策に努めるとともに、防災に関する各種計画等の策定にあたっては、男女共同参画の視点を意識した策定に努める。

また、住民への防災知識の普及啓発及び訓練の実施に際しては、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮して実施するものとする。

## 第12章 津波対策

### 第1節 津波対策の推進

#### 3 津波情報伝達体制の整備

津波は地震発生後数分で到達する場合もあり、住民の迅速な避難行動が必要とされる場合もあることから、津波情報や避難行動の伝達については、「第2章 第2節 情報通信網の整備」により体制を整備する。

また、**県が実施するエリアメール(※)**の活用について市民等へ周知を図る。

※エリアメール：防災関係機関が発信する緊急情報を、NTTドコモの携帯電話機に一斉メール配信する無料サービス。

## 第2部 災害予防計画

改訂素案

### 4 津波による施設への影響軽減

施設	内容
下水道施設	上下水道局は、津波の影響が予想される処理場やポンプ場等について、津波の影響を最小限に留めるための必要な対策を実施する。

## 第2節 津波に対する防災意識の啓発

### 1 津波ハザードマップの作成

危機管理課は、地域の特性に応じた適切な避難行動や津波に対する理解を促進し、より市民がわかりやすく避難の際に活用できる津波ハザードマップを作成し、ホームページで公開するなど周知を行う。

## 第2部 災害予防計画

現行

### 4 津波による施設への影響軽減

施設	内容
下水道施設	上下水道局は、津波の影響が予想されるポンプ場や雨水放流管等について、逆流など津波の影響を最小限にとどめるための必要な対策を計画的に実施する。

## 第2節 津波に対する防災意識の啓発

### 1 津波ハザードマップの作成

市長室は、地域の特性に応じた適切な避難行動や津波に対する理解促進に資する津波ハザードマップを作成することとし、作成した津波ハザードマップをホームページで公開するなど周知を行う。

### 第3部 災害応急対策計画

改訂素案

#### 第1章 災害応急対策の基本方針

##### 第1節 災害応急対策の概要

###### 1 災害応急対策とは

災害応急対策とは、「災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に災害の発生を防御し、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するために行なう」ことであり、消防・水防、警報の発表、避難指示の発令、被災者の救援救助、都市機能の応急復旧等をその具体的な内容とする。

#### 第2章 災害対応組織の設置

##### 第1節 震災発生時の配備指令の発令

設置組織	配備指令	基準	配備部局
災害警戒本部	警戒配備	○気象庁が本市で震度4の揺れを観測したと発表した場合 ○気象庁が東京湾内湾又は相模湾・三浦半島の津波予報区に津波注意報を発表した場合 ○気象庁が南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）を発表した場合	全部局 (※1)
災害対策本部	1号配備	○気象庁が本市で震度5弱の揺れを観測したと発表した場合 ○気象庁が東京湾内湾又は相模湾・三浦半島の津波予報区に津波警報を発表した場合	全部局
	2号配備	○気象庁が本市で震度5強の揺れを観測したと発表した場合 ○気象庁が東京湾内湾又は相模湾・三浦半島の津波予報区に大津波警報（特別警報）を発表した場合 ○気象庁が南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）を発表した場合	
	3号配備	気象庁が本市で震度6弱以上の揺れを観測したと発表した場合	

※1 配備指令発令基準に該当する事象の内容によっては、危機管理課のみ又は危機管理課と関係部局による情報収集体制とする場合がある。

### 第3部 災害応急対策計画

現行

#### 第1章 災害応急対策の基本方針

##### 第1節 災害応急対策の概要

###### 1 災害応急対策とは

災害応急対策とは、「災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に災害の発生を防御し、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するために行なう」ことであり、消防・水防、警報の発表、避難勧告等の発令、被災者の救援救助、都市機能の応急復旧等をその具体的な内容とする。

#### 第2章 災害対応組織の設置

##### 第1節 震災発生時の配備指令の発令

設置組織	配備指令	基準	配備部局
災害警戒本部	警戒配備	○気象庁が本市で震度4の揺れを観測したと発表した場合 ○気象庁が東京湾内湾又は相模湾・三浦半島の津波予報区に津波注意報を発表した場合 ○気象庁が南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）を発表した場合(※2)	全部局 (※1)
災害対策本部	1号配備	○気象庁が本市で震度5弱の揺れを観測したと発表した場合 ○気象庁が東京湾内湾又は相模湾・三浦半島の津波予報区に津波警報を発表した場合	全部局
	2号配備	○気象庁が本市で震度5強の揺れを観測したと発表した場合 ○気象庁が東京湾内湾又は相模湾・三浦半島の津波予報区に大津波警報（特別警報）を発表した場合 ○気象庁が南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）を発表した場合	
	3号配備	気象庁が本市で震度6弱以上の揺れを観測したと発表した場合	

※1 津波注意報及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容によっては、市長室のみ又は市長室と関係部局による情報収集体制とする場合がある。

※2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の続報として、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）を発表した場合は、災害対策本部体制を維持する。

### 第3部 災害応急対策計画

改訂素案

#### 第2節 災害警戒本部の設置・運営

##### 1 災害警戒本部の設置

###### (1) 災害警戒本部の設置基準

災害警戒本部は、「第1節 震災発生時の配備指令の発令」に定める基準により、災害が発生し又は災害が発生するおそれがある場合において、その災害の程度が**災害対策本部**を設置するに至らないときに、必要に応じて設置する。

なお、**配備指令発令基準に該当する事象**の内容によっては、**危機管理課のみ**又は**危機管理課**と関係部局による情報収集体制とする場合がある。

##### 4 災害警戒本部の廃止

区分	概要
南海トラフ地震に関する情報によるもの	国からの防災対応の呼びかけ期間が終了した場合

#### 第3節 災害対策本部の設置

##### 3 災害対策本部の廃止

区分	概要
南海トラフ地震に関する情報によるもの	国からの防災対応の呼びかけ期間が終了した場合

### 第3部 災害応急対策計画

現行

#### 第2節 災害警戒本部の設置・運営

##### 1 災害警戒本部の設置

###### (1) 災害警戒本部の設置基準

災害警戒本部は、「第1節 震災発生時の配備指令の発令」に定める基準により、災害が発生し又は災害が発生するおそれがある場合において、その災害の程度が**本部**を設置するに至らないときに、必要に応じて設置する。

なお、**津波注意報及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）**の内容によっては、**市長室のみ**又は**市長室**と関係部局による情報収集体制とする場合がある。

##### 4 災害警戒本部の廃止

区分	概要
南海トラフ地震に関する情報によるもの	気象庁が、南海トラフ地震関連解説情報において、 <b>注意する措置の解除を発表した場合</b>

#### 第3節 災害対策本部の設置

##### 3 災害対策本部の廃止

区分	概要
南海トラフ地震に関する情報によるもの	気象庁が、南海トラフ地震関連解説情報において、 <b>避難等の解除、注意する措置の呼びかけを発表した後に、注意する措置の解除を発表した場合</b>

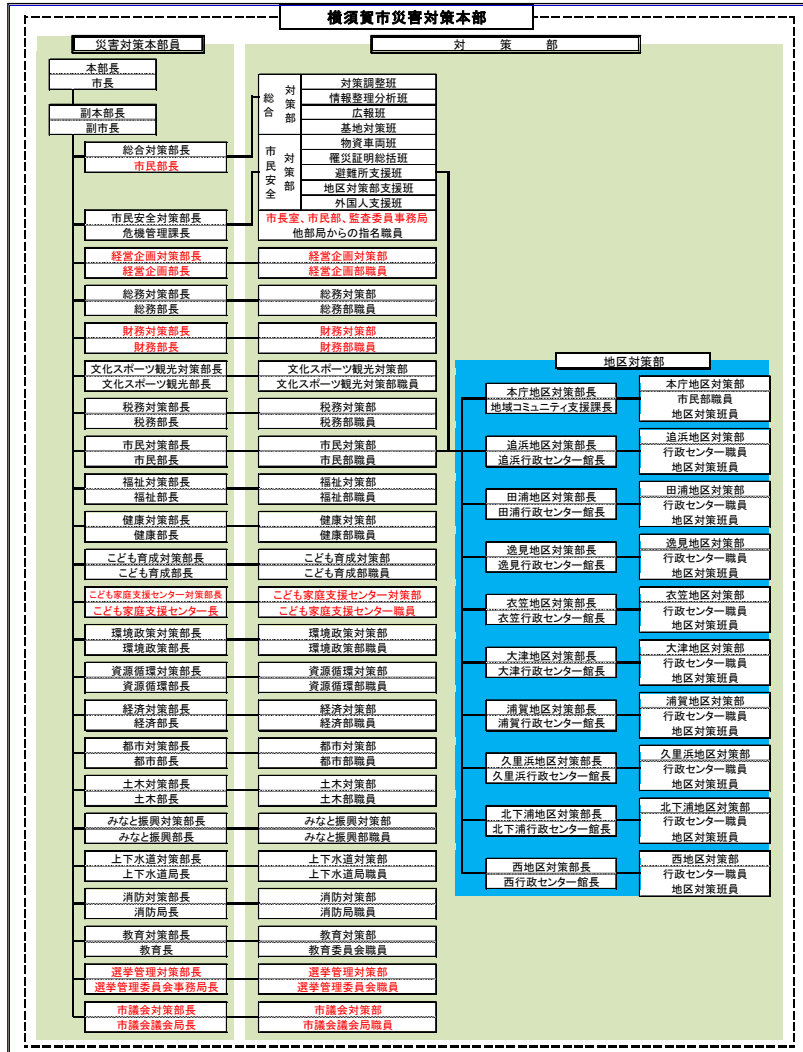
第3部 災害応急対策計画

改訂素案

第4節 災害対策本部の組織と運営

1 災害対策本部の組織

※最新の組織構成を反映する予定。



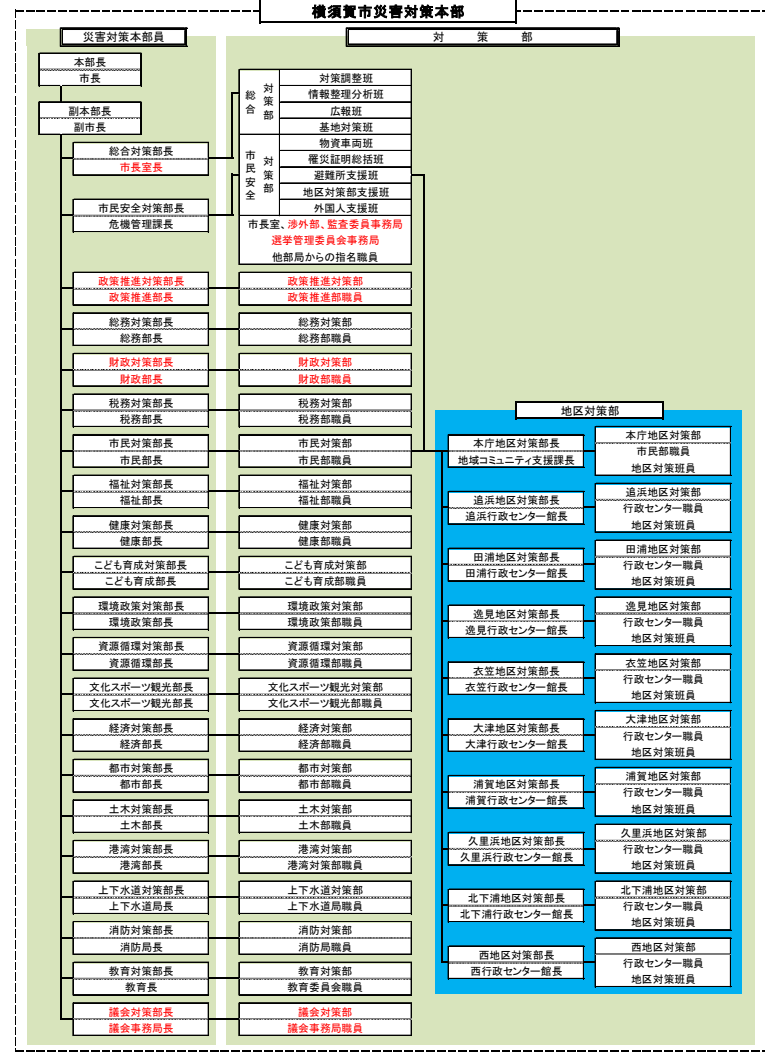
※各部に配置されている保健師にあっては、健康対策部に集約配置する。

第3部 災害応急対策計画

現行

第4節 災害対策本部の組織と運営

1 災害対策本部の組織



※各部に配置されている保健師にあっては、健康対策部に集約配置する。

第3部 災害応急対策計画

改訂素案

(2) 災害対策本部の構成員

区分	指名職員	職務概要
対策部長	横須賀市行政組織条例第1条に定める部の長、上下水道局長、消防局長、教育長、 <b>市議会議員局長</b> 、危機管理課長及び本部長が必要と認める者をもってあてる。	本部長の指示を受け、所管する災害応急対策業務の実施にあたり、各対策部職員に対し必要な指示を行う。

2 災害対策本部の運営

(1) 災害対策本部の事務分掌

災害対策本部の各対策部における事務分掌は、「横須賀市災害対策本部運営要綱」に定める他、各対策部が定める活動細部計画等による。

対策部名	所掌する事務
総合対策部 情報整理 分析班	1 市民からの通報に関すること
	2 被害情報、災害情報等の収集、整理、伝達及び報告に関すること
	3 被害状況等の <b>情報集計</b> 及び報告に関すること

対策部名	所掌する事務
<b>経営企画</b> 対策部	事務分掌規則に定める <b>経営企画部</b> の業務に関連する災害対応に関すること
<b>財務</b> 対策部	事務分掌規則に定める <b>財務部</b> の業務に関連する災害対応に関すること
<b>こども家庭支援センター</b> 対策部	事務分掌規則に定める <b>こども家庭支援センター</b> の業務に関連する災害対応に関すること
<b>みなと振興</b> 対策部	事務分掌規則に定める <b>みなと振興部</b> の業務に関連する災害対応に関すること
<b>選挙管理</b> 対策部	選挙管理委員会事務局の事務分掌に関連する災害対応業務に関すること
<b>市議会</b> 対策部	<b>市議会議員局</b> の事務分掌に関連する災害対応業務に関すること

第3部 災害応急対策計画

現行

(2) 災害対策本部の構成員

区分	指名職員	職務概要
対策部長	横須賀市行政組織条例第1条に定める部の長、上下水道局長、消防局長、教育長、 <b>議会事務局長</b> 、危機管理課長及び本部長が必要と認める者をもってあてる。	本部長の指示を受け、所管する災害応急対策業務の実施にあたり、各対策部職員に対し必要な指示を行う。

2 災害対策本部の運営

(1) 災害対策本部の事務分掌

災害対策本部の各対策部における事務分掌は、「横須賀市災害対策本部運営要綱」に定める他、各対策部が定める活動細部計画等による。

対策部名	所掌する事務
総合対策部 情報整理 分析班	1 市民からの通報に関すること
	2 被害情報、災害情報等の収集、整理、伝達及び報告に関すること
	3 被害状況等の集計、報告に関すること

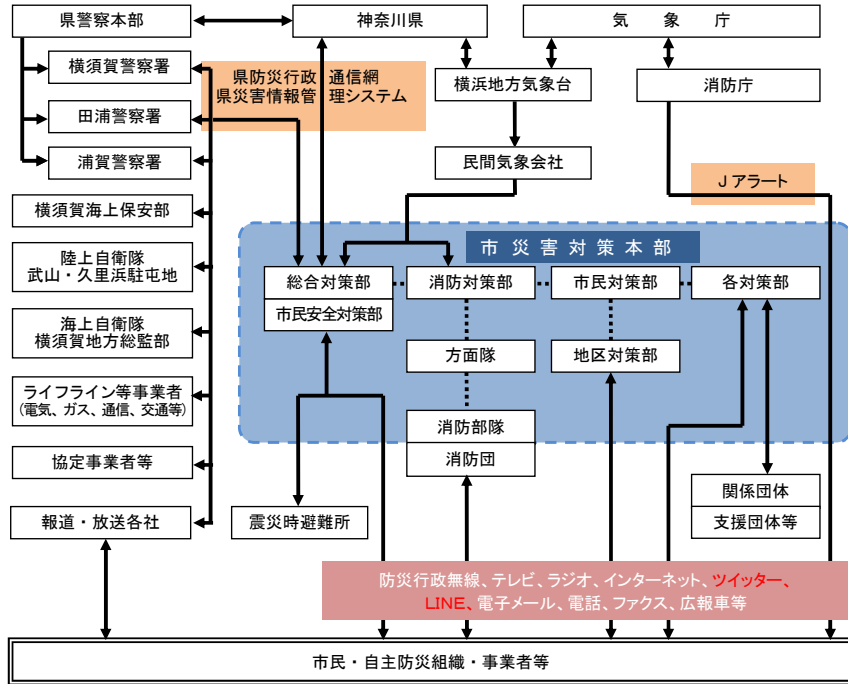
対策部名	所掌する事務
<b>政策推進</b> 対策部	事務分掌規則に定める <b>政策推進部</b> の業務に関連する災害対応に関すること
<b>財政</b> 対策部	事務分掌規則に定める <b>財政部</b> の業務に関連する災害対応に関すること
<b>新設</b>	
<b>港湾</b> 対策部	事務分掌規則に定める <b>港湾部</b> の業務に関連する災害対応に関すること
<b>新設</b>	
<b>議会</b> 対策部	<b>議会事務局</b> の事務分掌に関連する災害対応業務に関すること

第4章 情報の収集と伝達

第3節 情報の受伝達体制の確立

1 情報の受伝達系統

震災時における情報の受伝達系統の概要を次に示す。

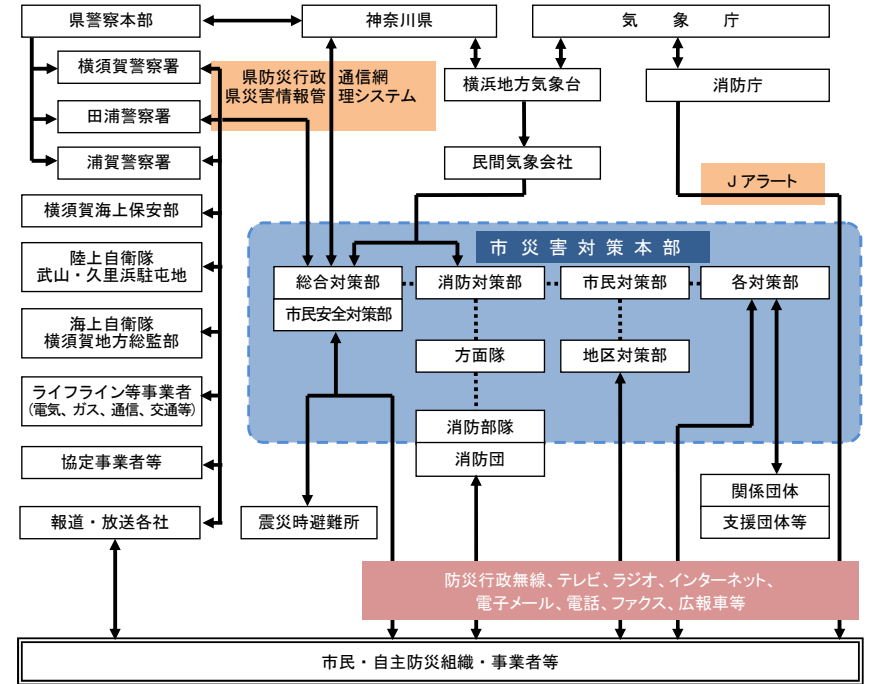


第4章 情報の収集と伝達

第3節 情報の受伝達体制の確立

1 情報の受伝達系統

震災時における情報の受伝達系統の概要を次に示す。



第3部 災害応急対策計画

改訂素案

第4章 情報の収集と伝達

第5節 市民への情報伝達

(1) 災害広報の適正と手段

①音声による広報

手段	概要	
防災行政無線	適するもの	○大津波警報（特別警報）や津波警報等の迅速な避難行動が必要な情報 ○他の広報手段が使用不能な場合
	長所	○市域全域に、即時に伝達可能 ○発災後3日間程度は、常に利用可能
	短所	○聞き取りにくく細かな内容伝達に不向き
広報車	適するもの	○限定された地域の避難指示、給水及び救援物資の配給情報等
	長所	○防災行政無線よりも聞き取りやすい ○特定の地域限定の情報伝達が可能
	短所	○道路が通行不能では使用不可、見込んだ広報が完了しない場合あり ○巡回するための、人手・車両（燃料）が必要
FM放送	適するもの	○大津波警報（特別警報）、津波警報等の迅速な避難行動が必要な情報
	長所	○市域全域に、即時に伝達可能 ○音声による広報では最も聞き取りやすく、繰り返し放送も可能
	短所	○難聴地区が存在し、ラジオがないと受信できない ○発信する情報量が増加した場合には、情報を取捨選択する必要あり

②文字による広報

手段	概要	
ホームページ	適するもの	○情報発信全般
	長所	○細かな情報発信、地図など視覚的な説明も可能 ○市外の方にも伝達可能
	短所	○市民が閲覧できるかは災害の程度による ○市民が必要とする情報に辿りつける工夫が必要
防災情報メール	適するもの	○文字による情報発信全般
	長所	○閲覧の可否はホームページよりも災害の程度に影響されない
	短所	○事前登録が必要 ○輻輳により遅延する可能性あり ○基地局の状況によっては、利用不可の可能性があり ○停電時にはバッテリー保護のために、携帯電話の電源をオフにしている方が多い可能性あり
ツイッター	適するもの	○即時の情報発信全般 ○交通機関の状況や天候
	長所	○拡散性に優れている ○即時性がある ○閲覧の可否はホームページよりも災害の程度に影響されない ○市外の方にも伝達可能
	短所	○うわさやデマが広がる危険性がある

第3部 災害応急対策計画

現行

第4章 情報の収集と伝達

第5節 市民への情報伝達

(1) 災害広報の適正と手段

①音声による広報

手段	概要	
防災行政無線	適するもの	○大津波警報（特別警報）や津波警報等の迅速な避難行動が必要な情報 ○他の広報手段が使用不能な場合
	長所	○市域全域に、即時に伝達可能 ○発災後3日間程度は、常に利用可能
	短所	○聞き取りにくく細かな内容伝達に不向き
広報車	適するもの	○限定された地域の避難勧告、給水及び救援物資の配給情報等
	長所	○防災行政無線よりも聞き取りやすい ○特定の地域限定の情報伝達が可能
	短所	○道路が通行不能では使用不可、見込んだ広報が完了しない場合あり ○巡回するための、人手・車両（燃料）が必要
FM放送	適するもの	○大津波警報（特別警報）、津波警報等の迅速な避難行動が必要な情報
	長所	○市域全域に、即時に伝達可能 ○音声による広報では最も聞き取りやすく、繰り返し放送も可能
	短所	○難聴地区が存在し、ラジオがないと受信できない ○発信する情報量が増加した場合には、情報を取捨選択する必要あり

②文字による広報

手段	概要	
ホームページ	適するもの	○情報発信全般
	長所	○細かな情報発信、地図など視覚的な説明も可能 ○市外の方にも伝達可能
	短所	○市民が閲覧できるかは災害の程度による ○市民が必要とする情報に辿りつける工夫が必要
テレビのデータ放送	適するもの	○文字による情報発信全般
	長所	○閲覧の可否はホームページよりも災害の程度に影響されない ○テレビが利用可能であれば、事前登録等が不要
	短所	○防災情報メールは、事前登録が必要 ○輻輳により遅延する可能性あり ○基地局の状況によっては、利用不可の可能性があり ○停電時にはバッテリー保護のために、携帯電話の電源をオフにしている方が多い可能性あり
ツイッター	適するもの	○交通機関の状況や天候
	長所	○閲覧の可否はホームページよりも災害の程度に影響されない ○市外の方にも伝達可能
	短所	○発信する文字数に制限がある ○うわさやデマが広がる危険性がある



第3部 災害応急対策計画

改訂素案

手段	概要	
LINE	適するもの	○即時の情報発信全般 ○交通機関の状況や天候
	長所	○プッシュ通知のため、受け手側は能動的な受信が不要 ○即時性がある
	短所	○事前登録（アプリのインストール、友達追加）が必要である
テレビのデータ放送	適するもの	○文字による情報発信全般
	長所	○閲覧の可否は災害の程度に影響されない ○事前登録が不要 ○輻輳による遅延はない
	短所	○放送局・中継局の状況によっては、利用不可の可能性があり
貼り紙	適するもの	○比較的長時間状況が変化しないもの
	長所	○インフラの被害状況によらない ○誰でも閲覧可能
	短所	○ファクスやメールが利用できない場合、遠隔地の掲出場所には音声による伝達となり、聞き取り間違いが発生する可能性がある ○掲出するための人手・紙が必要
ちらし	適するもの	○給水情報やゴミ収集情報など、自宅等で比較的長期間閲覧するもの
	長所	○インフラの被害状況に影響されない ○誰でも閲覧可能
	短所	○印刷するための機器、紙及び人手が必要 ○印刷場所と配布場所に距離がある場合は運搬が必要 ○印刷枚数に不足が生じた場合、情報格差が発生する
記者会見	適するもの	○全国への救援物資の要請
	長所	○マスコミの個別、さみだれ式な取材の抑止 ○日本全国に向けての情報発信が可能
	短所	○市民に伝達されるかどうかは、マスコミの判断による

第7節 被災者支援窓口の設置

1 被災者支援窓口の設置

地区対策部は関係対策部と連携し、復旧状況や被災者のニーズによって変化する申請や相談等に対応するため、本庁及び各行政センターに被災者支援窓口を設置する。

項目	概要
想定される相談内容	○安否確認(家族の消息、捜索依頼、死亡者リストとの照会等) ○医療相談(病院等のあつ旋、その他の医療相談) ○住宅相談(一般廃棄物の除去、修理・解体等) ○各種融資相談(税の軽減、減免、融資に関する相談) ○法律相談(借地借家、相続、その他権利関係等)

第3部 災害応急対策計画

現行

手段	概要	
新設		
新設		
貼り紙	適するもの	○比較的長時間状況が変化しないもの
	長所	○インフラの被害状況によらない ○誰でも閲覧可能
	短所	○ファクスやメールが利用できない場合、遠隔地の掲出場所には音声による伝達となり、聞き取り間違いが発生する可能性がある ○掲出するための人手・紙が必要
ちらし	適するもの	○給水情報やゴミ収集情報など、自宅等で比較的長期間閲覧するもの
	長所	○インフラの被害状況に影響されない ○誰でも閲覧可能
	短所	○印刷するための機器、紙及び人手が必要 ○印刷場所と配布場所に距離がある場合は運搬が必要 ○印刷枚数に不足が生じた場合、情報格差が発生する
記者会見	適するもの	○全国への救援物資の要請
	長所	○マスコミの個別、さみだれ式な取材の抑止 ○日本全国に向けての情報発信が可能
	短所	○市民に伝達されるかどうかは、マスコミの判断による

第7節 被災者支援窓口の設置

1 被災者支援窓口の設置

地区対策部は関係対策部と連携し、復旧状況や被災者のニーズによって変化する申請や相談等に対応するため、本庁及び各行政センターに被災者支援窓口を設置する。

項目	概要
想定される相談内容	○安否確認(家族の消息、捜索依頼、死亡者リストとの照会等) ○医療相談(病院等のあつ旋、その他の医療相談) ○住宅相談(生活廃棄物の除去、修理・解体等) ○各種融資相談(税の軽減、減免、融資に関する相談) ○法律相談(借地借家、相続、その他権利関係等)

第5章 避難対策

第2節 避難指示の発令

1 避難指示

市長等は、災害が発生した場合において、市民の生命及び身体を保護し、その他災害の拡大を防止するために避難の必要があると認めるときは、次により避難指示を発令する。

(1) 発令基準

種別	概要
避難指示	○気象庁が大津波警報（特別警報）・津波警報を「東京湾内湾」又は「相模湾・三浦半島」に発表した場合 ○地震災害により住民の生命に危険が認められる場合

(2) 実施者

市長は、住民の生命、身体に危険が及ぶと認められるとき、危険地域の住民に対して避難を指示する。（災害対策基本法第60条）

なお、市長不在時等の代行者については、下表によるものとする。

代行者	概要及び法的根拠
職務代理者	市長の判断を仰ぐいとまがない場合や、市長が不在の場合には、副市長等の職務代理者が市長の権限を代行し実施し、実施後その旨を市長に報告する。
県知事	災害により市長が避難指示の措置を実施できない場合には、災害対策基本法に基づき、県知事が市長の措置を代行し、県知事代行の旨を公示し、市長に通知する。
警察官及び海上保安官	警察官及び海上保安官は、市長等が避難指示を行ういとまがないとき、又は市長等が要請したとき、もしくは住民の生命、身体に危険が切迫していると認めるときは、直ちに当該地域の住民に対して避難指示を行う。なお、実施後は直ちにその旨を市長等に通知する。（災害対策基本法第61条） 警察官は、人身又は身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある危険な事態がある場合、その場に居合わせた者に対して避難の措置等の措置を講じることができる。この場合、その旨を県公安委員会に報告する。（警察官職務執行法第4条）

第5章 避難対策

第2節 避難の勧告及び指示の発令

1 避難の勧告及び指示

本部長(市長)等は、災害が発生した場合において、市民の生命及び身体を保護し、その他災害の拡大を防止するために避難の必要があると認めるときは、次により避難の勧告及び指示を発令する。

(1) 発令基準

種別	概要
避難勧告	○気象庁が大津波警報（特別警報）・津波警報を「東京湾内湾」又は「相模湾・三浦半島」に発表した場合 ○地震災害により住民の生命に危険が認められる場合
避難指示（緊急）	避難勧告の発令基準に該当し、危険な状況がより切迫している場合

(2) 実施者

本部長(市長)は、住民の生命、身体に危険が及ぶと認められるとき、危険地域の住民に対して避難を勧告又は指示する。（災害対策基本法第60条）

なお、本部長不在時等の代行者については、下表によるものとする。

代行者	概要及び法的根拠
職務代理者	本部長(市長)の判断を仰ぐいとまがない場合や、本部長(市長)が不在の場合には、副本部長(副市長)等の職務代理者が本部長(市長)の権限を代行し実施し、実施後その旨を本部長(市長)に報告する。
県知事	災害により本部長(市長)が避難勧告・避難指示(緊急)の措置を実施できない場合には、災害対策基本法に基づき、県知事が市長の措置を代行し、県知事代行の旨を公示し、本部長(市長)に通知する。
警察官及び海上保安官	警察官及び海上保安官は、本部長(市長)等が避難の指示を行ういとまがないとき、又は本部長(市長)等が要請したとき、もしくは住民の生命、身体に危険が切迫していると認めるときは、直ちに当該地域の住民に対して避難の指示を行う。なお、実施後は直ちにその旨を本部長(市長)等に通知する。（災害対策基本法第61条） 警察官は、人身又は身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある危険な事態がある場合、その場に居合わせた者に対して避難の措置を講じることができる。この場合、その旨を県公安委員会に報告する。（警察官職務執行法第4条）

第3部 災害応急対策計画

改訂素案

代行者	概要及び法的根拠
自衛官	災害派遣を命じられた部隊の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にはいないときは、自衛隊法に基づき、直ちに当該地域の住民に対して避難指示を行う。 なお、実施後は直ちにその旨を <b>市長等</b> に通知する。

(3) 避難指示の伝達

実施者は、**避難指示**の実施の際には、次の事項を対象住民等に伝達する。

ただし、津波到達までに時間的余裕がない場合等については、防災行政無線により高台への避難を呼びかけるのみの対応とする。

また、総合対策部は、**避難指示**が対象者への確に伝達されるよう関係対策部及び関係機関と**緊密**な連携を行う。

項目	概要
避難指示の伝達事項	○実施責任者 ○避難事由(危険の状況)及び避難すべき対象区域 ○避難先( <b>市長</b> が必要と認めるとき) ○避難経路 ○注意事項(服装、携行品、火気の始末、プレーカーの遮断等)
関係機関等への連絡	<b>避難指示</b> を発令する場合は、警察、海上保安部、自衛隊など必要な関係機関及び関係対策部にその内容を連絡する。

(4) 県知事への報告

**市長**は、**避難指示**を発令したとき、もしくは警察官、海上保安官や自衛官が避難の指示を実施したと通知を受けたときは、速やかに次の事項を県災害情報管理システムもしくは県防災行政通信網FAX等により県知事へ報告する。

項目	概要
県知事への報告事項	○ <b>避難指示</b> の発令者 ○発令日時 ○発令の理由 ○避難対象区域、避難対象世帯数及び人員数 ○避難先の名称及び所在地

第3部 災害応急対策計画

現行

代行者	概要及び法的根拠
自衛官	災害派遣を命じられた部隊の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にはいないときは、自衛隊法に基づき、直ちに当該地域の住民に対して避難の指示を行う。 なお、実施後は直ちにその旨を <b>本部長(市長)</b> 等に通知する。

(3) 避難情報の伝達

実施者は、**避難勧告・避難指示(緊急)**の実施の際には、次の事項を対象住民等に伝達する。

ただし、津波到達までに時間的余裕がない場合等については、防災行政無線により高台への避難を呼びかけるのみの対応とする。

また、総合対策部は、避難情報が対象者への確に伝達されるよう関係対策部及び関係機関と**綿密**な連携を行う。

項目	概要
避難情報の伝達事項	○実施責任者 ○避難事由(危険の状況)及び避難すべき対象区域 ○避難先( <b>本部長(市長)</b> が必要と認めるとき) ○避難経路 ○注意事項(服装、携行品、火気の始末、プレーカーの遮断等)
関係機関等への連絡	<b>避難勧告又は避難指示(緊急)</b> を発令する場合は、警察、海上保安部、自衛隊など必要な関係機関及び関係対策部にその内容を連絡する。

(4) 県知事への報告

**本部長(市長)**は、**避難勧告及び避難指示(緊急)**を発令したとき、もしくは警察官、海上保安官や自衛官が避難の指示を実施したと通知を受けたときは、速やかに次の事項を県災害情報管理システムもしくは県防災行政通信網FAX等により県知事へ報告する。

項目	概要
県知事への報告事項	○ <b>避難勧告・避難指示(緊急)</b> の発令者 ○発令日時 ○発令の理由 ○避難対象区域、避難対象世帯数及び人員数 ○避難先の名称及び所在地

(5) 避難指示の解除

市長は、避難の必要がなくなったと認めるときは、避難指示を解除し、直ちに公示その他の方法で対象区域の住民に伝達し、解除した旨を県知事へ報告する。

2 警戒区域の設定

市長等は、災害が発生した場合において、市民の生命及び身体を保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、次により警戒区域を設定する。

(1) 実施者

市長は、災害の状況により特に必要と認める場合に警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の立入りを制限又は禁止、及び退去を命じる。(災害対策基本法第63条第1項)

なお、市長不在時等の代行者は、下表により事前に定める。

代行者	概要及び法的根拠
職務代理人	市長の判断を仰ぐいとまがない場合や、市長が不在の場合には、副市長等の職務代理人が市長の権限を代行し実施し、実施後その旨を市長に報告する。
県知事	災害により市長が警戒区域の設定の措置を実施できない場合には、災害対策基本法に基づき、県知事が市長の措置を代行し、県知事代行の旨を公示し、市長に通知する。
警察官及び海上保安官	警察官及び海上保安官は、警戒区域の設定を行う市職員等が現場にいないとき、又は市長等が要請したとき、もしくは住民の生命、身体に危険が切迫していると認めるときは、災害対策基本法第63条第2項に基づき、警戒区域の設定を行う。 なお、実施後は直ちにその旨を市長等に通知する。
自衛官	災害派遣を命じられた部隊の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にいないときは、災害対策基本法又は自衛隊法に基づき警戒区域の設定を行う。 なお、実施後は直ちにその旨を市長等に通知する。

(4) 警戒区域の解除

市長は、応急対策が終了するなど、警戒区域の設定を継続する必要がなくなったと認めるときは、警戒区域を解除する。

なお、総合対策部は、警戒区域が解除された場合は直ちに対象区域の住民に伝達する。

(5) 避難勧告・避難指示（緊急）の解除

本部長（市長）は、避難の必要がなくなったと認めるときは、避難勧告及び避難指示（緊急）を解除し、直ちに公示その他の方法で対象区域の住民に伝達し、解除した旨を県知事へ報告する。

2 警戒区域の設定

本部長（市長）等は、災害が発生した場合において、市民の生命及び身体を保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、次により警戒区域を設定する。

(1) 実施者

本部長（市長）は、災害の状況により特に必要と認める場合に警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の立入りを制限又は禁止、及び退去を命じる。(災害対策基本法第63条第1項)

なお、本部長（市長）不在時等の代行者は、下表により事前に定める。

代行者	概要及び法的根拠
職務代理人	本部長（市長）の判断を仰ぐいとまがない場合や、本部長（市長）が不在の場合には、副本部長（副市長）等の職務代理人が本部長（市長）の権限を代行し実施し、実施後その旨を本部長（市長）に報告する。
県知事	災害により本部長（市長）が警戒区域の設定の措置を実施できない場合には、災害対策基本法に基づき、県知事が本部長（市長）の措置を代行し、県知事代行の旨を公示し、本部長（市長）に通知する。
警察官及び海上保安官	警察官及び海上保安官は、警戒区域の設定を行う市職員等が現場にいないとき、又は本部長（市長）等が要請したとき、もしくは住民の生命、身体に危険が切迫していると認めるときは、災害対策基本法第63条に基づき、警戒区域の設定を行う。 なお、実施後は直ちにその旨を本部長（市長）等に通知する。
自衛官	災害派遣を命じられた部隊の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にいないときは、災害対策基本法又は自衛隊法に基づき警戒区域の設定を行う。 なお、実施後は直ちにその旨を本部長（市長）等に通知する。

(4) 警戒区域の解除

本部長（市長）は、応急対策が終了するなど、警戒区域の設定を継続する必要がなくなったと認めるときは、警戒区域を解除する。

なお、総合対策部は、警戒区域が解除された場合は直ちに対象区域の住民に伝達する。

### 第3部 災害応急対策計画

改訂素案

#### 3 避難の実施

##### (2) 避難誘導の実施

避難指示の発令及び警戒区域の設定を行った場合には、消防、警察等の関係機関及び自主防災組織等の協力を得て、避難経路の安全度及び道路の状況を適宜判断して安全な経路での避難誘導実施に努める。

#### 第3節 震災時避難所の開設・運営

##### 1 震災時避難所の開設

区分	概要
勤務時間外	<p>○避難者は、発災が夜間や休日などの時間帯で、地域内の被害が甚大であり、避難所支援班や施設管理者の到着を待ついとまがなく、避難を優先させる場合に限り、震災時避難所運営マニュアルの手順により施設の安全性を確認した後、体育館を開放し避難する。</p> <p>○避難所支援班に指名された職員は、震度5弱以上の地震が観測された場合には、指定された震災時避難所に参集し、施設管理者とともに施設の安全性を確認した後、速やかに避難者の受入れに必要な措置を実施する。なお、避難所支援班は、発災直後で施設管理者の到着を待ついとまがない場合には、避難所支援班の判断で避難者の受入れに必要な措置を実施する。</p>

#### 3 避難者の受入れ

震災時避難所への避難者の受入れは、次を基本として実施する。

項目	概要
避難者情報の収集・報告	<p>○避難所支援班は、震災時避難所運営委員会の活動を通じて、避難者カードにより避難者の住所、氏名、健康状態・負傷の有無などの情報を把握する。</p> <p>○避難所支援班は、避難者情報を集計し市民安全対策部へ報告する。</p>
避難者への情報提供	<p>○避難所支援班は、避難者及び施設管理者と協力して、掲示板等により災害対策本部からの被害情報などを避難者に提供する。</p>

### 第3部 災害応急対策計画

現行

#### 3 避難の実施

##### (2) 避難誘導の実施

避難勧告等の発令及び警戒区域の設定を行った場合には、消防、警察等の関係機関及び自主防災組織等の協力を得て、避難経路の安全度及び道路の状況を適宜判断して安全な経路での避難誘導実施に努める。

#### 第3節 震災時避難所の開設・運営

##### 1 震災時避難所の開設

区分	概要
勤務時間外	<p>○避難所支援班に指名された職員は、震度5弱以上の地震が観測された場合には、指定された震災時避難所に参集し、施設管理者とともに施設の安全性を確認した後、速やかに避難者の受入れに必要な措置を実施する。</p> <p>○避難所支援班は、発災直後で施設管理者の到着を待ついとまがない場合には、避難所支援班の判断で避難者の受入れに必要な措置を実施する。</p>

#### 3 避難者の受入れ

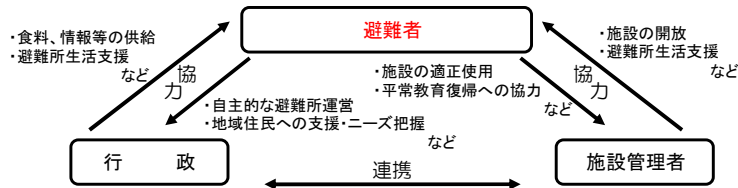
震災時避難所への避難者の受入れは、次を基本として実施する。

項目	概要
避難者情報の収集・報告	<p>○避難所支援班は、地域住民及び施設の職員と協力して、避難者カードにより避難者の住所、氏名、健康状態・負傷の有無などの情報を把握する。</p> <p>○避難所支援班は、避難者情報を集計し市民安全対策部へ報告する。</p>
避難者への情報提供	<p>○避難所支援班は、地域住民及び施設の職員と協力して、掲示板等により災害対策本部からの被害情報などを避難者に提供する。</p>

4 震災時避難所運営委員会の設置

避難所の運営は、避難者が中心に行うことを原則とし、避難所開設後、避難所に避難してきた避難者、参集した避難所支援班の職員、施設管理者は適宜、事前に策定した**震災時避難所運営マニュアル**に基づく「震災時避難所運営委員会」（以下、運営委員会）を編成し、避難所の自主運営体制を確立する。

【運営委員会の関係図】



5 避難所の運営管理

震災時避難所の運営管理は、次を基本として実施する。

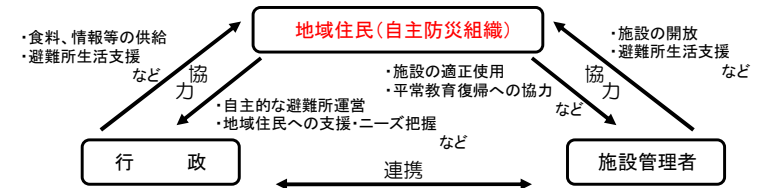
項目	概要
避難生活の維持	運営委員会は、事前に策定した <b>震災時避難所運営マニュアル</b> に基づき、震災時避難所の安全かつ秩序ある運営に努める。
一次福祉避難所の開設	運営委員会は、必要に応じて <b>施設管理者</b> や避難所支援班員と協力し、「第5節 要配慮者の避難対策」に定める一次福祉避難所を開設する。
感染症対策	運営委員会は「 <b>新型コロナウイルス感染症を踏まえた震災時避難所の開設・運営のポイント</b> 」に基づき、感染拡大の防止対策を行う。
プライバシー、LGBTや要配慮者への配慮	○運営委員会は、世帯間の間仕切りの設置などプライバシーに配慮するとともに、男女別の更衣室やトイレ、授乳室を設置などの配慮に努める。また、様々な性自認や性的指向があることを踏まえ、本人が公にしていない性自認等を他人に知らせて（漏らして）しまうことのないよう配慮を行うとともに、男女のみの性を前提としない多様な視点を持つよう努める。 ○要配慮者が生活しやすくなるよう段差の解消等バリアフリー化に努める。

※LGBTとは  
本計画では、性的マイノリティの呼称として認知度が高いとされる「LGBT」を使用しています。  
L＝レズビアン（女性同性愛者）、G＝ゲイ（男性同性愛者）、B＝バイセクシュアル（両性愛者）、  
T＝トランスジェンダー（体の性別と心の性別が異なる人やそのことに違和感がある人）

4 震災時避難所運営委員会の設置

避難所の運営は、避難者が中心に行うことを原則とし、避難所開設後、避難所に避難してきた避難者、参集した避難所支援班の職員、施設管理者は適宜、事前に策定した避難所運営マニュアルに基づく「震災時避難所運営委員会」（以下、運営委員会）を編成し、避難所の自主運営体制を確立する。

【運営委員会の関係図】



5 避難所の運営管理

震災時避難所の運営管理は、次を基本として実施する。

項目	概要
避難生活の維持	運営委員会は、事前に策定した避難所運営マニュアルに基づき、震災時避難所の安全かつ秩序ある運営に努める。
一次福祉避難所の開設	運営委員会は、必要に応じて <b>学校長</b> や避難所支援班員と協力し、「第5節 要配慮者の避難対策」に定める一次福祉避難所を開設する。
新設	
プライバシーや要配慮者への配慮	避難所運営委員会は、世帯間の間仕切りの設置などプライバシーに配慮するとともに、男女別の更衣室やトイレ、授乳室を設置などの配慮に努める。また要配慮者が生活しやすくなるよう段差の解消等バリアフリー化に努める。

### 第3部 災害応急対策計画

改訂素案

項目	概要
防犯対策	○市民安全対策部は、避難所における防犯対策を推進するため、警察と連携し、各避難所への巡回パトロールを実施する。 ○運営委員会は性暴力やDVの発生について注意喚起し、女性や児童の安全に配慮するよう努める。

## 第6章 消防・救急対策

### 第1節 地震災害時における活動方針

#### 3 災害活動組織

なお、震災警防本部、方面隊の編成及び任務は、別に定める災害活動組織編成計画及び震災時災害活動計画により定める。

組織区分	組織の長の名称	対象者
警防本部	警防本部長	消防局長

## 第8章 保健衛生・防疫対策

### 第1節 保健衛生・防疫対策にかかる基本方針

被災地域においては、上水道などのライフラインの被害等で衛生状態が悪化し、感染症がまん延するおそれがある。併せて避難生活の長期化による健康状態の悪化なども懸念されることから、**新型コロナウイルス感染症予防を念頭に**感染症の防止措置等を的確に実施するとともに、被災者の心身の健康の維持を図る。

### 第4節 防疫対策

#### 2 防疫業務実施基準

震災時における防疫業務の実施基準を、災害の程度により次のとおり定める。

等級	実施基準概要
A級	感染症流行のおそれのある地域が、広範囲にわたっている場合
B級	感染症流行のおそれのある相当広い地域が数箇所に及び場合
C級	感染症流行のおそれのある地域が小さくかつ点在している場合

### 第3部 災害応急対策計画

現行

項目	概要
防犯対策	○市民安全対策部は、避難所における防犯対策を推進するため、警察と連携し、各避難所への巡回パトロールを実施する。

## 第6章 消防・救急対策

### 第1節 地震災害時における活動方針

#### 3 災害活動組織

なお、震災警防本部、方面隊の編成及び任務は、別に定める災害活動組織規程及び震災警防規程により定める。

組織区分	組織の長の名称	対象者
震災警防本部	警防本部長	消防局長

## 第8章 保健衛生・防疫対策

### 第1節 保健衛生・防疫対策にかかる基本方針

被災地域においては、上水道などのライフラインの被害等で衛生状態が悪化し、感染症がまん延するおそれがある。併せて避難生活の長期化による健康状態の悪化なども懸念されることから、感染症の防止措置等を的確に実施するとともに、被災者の心身の健康の維持を図る。

### 第4節 防疫対策

#### 2 防疫業務実施基準

災害時における防疫業務の実施基準を、災害の程度により次のとおり定める。

等級	実施基準概要
A級	感染症流行のおそれのある地域が、広範囲にわたっている場合
B級	感染症流行のおそれのある相当広い地域が数箇所に及び場合
C級	感染症流行のおそれのある地域が小さくかつ点在している場合

### 第3部 災害応急対策計画

改訂素案

#### 3 感染症患者収容施設

震災時における感染症患者収容施設は、次の施設とする。

施設名	所在地	病床数
市立市民病院 感染症病床	長坂 1-3-2	6床

## 第9章 食料・生活関連物資等の供給

### 第1節 食料・生活関連物資等の供給にかかる基本方針

#### 1 食料・生活関連物資等の供給にかかる基本方針

地震災害時に、食料及び生活必需品の供給や販売が一時的に麻痺することが予想されることから、災害初期には本市の備蓄品を必要量供給し、被害の長期化等状況に応じて事業者等から必要量を調達するなど、被災者に的確に生活必需品を供給する。

また、国が運用する物資調達等支援システムも活用し、被災者へ円滑に食料・生活関連物資を供給する。

そして、市民は事前に備えた食料や生活関連物資を活用するよう努めるものとする。

### 第2節 食料供給対策

#### (1) 食料の調達及び配送

項目	概要
米穀の調達	○災害救助法が適用された場合、農林水産省所管政府所有米穀の供給に関して、県知事に供給を要請する。 なお、交通・通信途絶のため県知事に要請ができない場合は、農林水産省(農産局農産政策部貿易業務課)に要請する。

#### (2) 食料の配給

項目	概要
配給手順	○発災初期には、パン、弁当、インスタント食品、缶詰、レトルト製品等、調理が不要又は簡易調理により摂取できる食品から配給する。 ○炊き出しを行う際は、主食を米穀類や麦製品とし、副食は避難所での炊事や配給の容易なものを選択する。 ○必要に応じ「災害時における炊き出し、物資配送等に関する協定」を締結する団体や「第22章 第2節 ボランティアの活動支援」における一般ボランティアへの要請を行う。

### 第3部 災害応急対策計画

現行

#### 3 感染症患者収容施設

災害時における防疫業務の実施基準を、災害の程度により次のとおり定める。

施設名	所在地	病床数
市立市民病院 感染症病床	長坂 1-3-2	6床

## 第9章 食料・生活関連物資等の供給

### 第1節 食料・生活関連物資等の供給にかかる基本方針

#### 1 食料・生活関連物資等の供給にかかる基本方針

地震災害時に、食料及び生活必需品の供給や販売が一時的に麻痺することが予想されることから、災害初期には本市の備蓄品を必要量供給し、被害の長期化等状況に応じて事業者等から必要量を調達するなど、被災者に的確に生活必需品を供給する。

また、市民は事前に備えた食料や生活関連物資を活用するよう努めるものとする。

### 第2節 食料供給対策

#### (1) 食料の調達及び配送

項目	概要
米穀の調達	○災害救助法が適用された場合、農林水産省所管政府所有米穀の供給に関して、県知事に供給を要請する。 なお、交通・通信途絶のため県知事に要請ができない場合は、農林水産省(政策統括官農産部貿易業務課)に要請する。

#### (2) 食料の配給

項目	概要
配給手順	○発災初期には、パン、弁当、インスタント食品、缶詰、レトルト製品等、調理が不要又は簡易調理により摂取できる食品から配給する。 ○炊き出しを行う際は、主食を米穀類や麦製品とし、副食は避難所での炊事や配給の容易なものを選択する。



### 第3部 災害応急対策計画

改訂素案

#### 第3節 生活関連物資供給対策

##### 2 生活関連物資の調達・配給等

###### (3) 生活関連物資の種類

種別	品目
感染症対策品	マスク、手指消毒液、体温計など

### 第10章 飲料水等の供給

#### 第2節 応急給水等の実施

##### 1 応急給水活動組織

上下水道対策部は、震災に対処するための活動組織を次のとおり設置し、該当組織により本章に定める応急給水活動を実施する。

組織区分	概要
本庁本部	上下水道対策全体の総括
逸見水道本部	上水道の災害対策の総括
逸見下水道本部	下水道（管渠）の災害対策の総括
下町下水道本部	下水道（施設）の災害対策の総括

##### 3 応急給水方法

項目	概要
広報活動	○市民に対する広報は、ホームページ、防災情報メール、ツイッター、LINEなど、あらゆる手段で実施する。

### 第3部 災害応急対策計画

現行

#### 第3節 生活関連物資供給対策

##### 2 生活関連物資の調達・配給等

###### (3) 生活関連物資の種類

種別	品目
新設	

### 第10章 飲料水等の供給

#### 第2節 応急給水等の実施

##### 1 応急給水活動組織

上下水道対策部は、震災に対処するための活動組織を次のとおり設置し、該当組織により本章に定める応急給水活動を実施する。

組織区分	概要
本庁本部	上下水道対策全体の総括
逸見本部	水道の災害対策の総括
下町本部	下水道の災害対策の総括

##### 3 応急給水方法

項目	概要
広報活動	○市民に対する広報は、広報車による巡回のほか、テレビ、ラジオ等の報道機関に協力を要請し、あらゆる手段で実施する。

### 第3部 災害応急対策計画

改訂素案

## 第11章 行方不明者及び遺体の捜索、取扱い、埋葬

### 第2節 行方不明者及び遺体の捜索・収容

#### 2 発見した場合の措置

項目	概要
生存者の発見・収容	生存者を発見した場合は、 <b>関係機関に発見した旨の連絡を入れるとともに</b> 、発見機関が必要な応急手当を実施しつつ、直ちに医療機関へ搬送する。 なお、搬送は必要に応じて、自主防災組織、近隣住居者等の協力を得る。
遺体の発見・収容	遺体を発見した場合は、直ちに <b>管轄</b> の警察及び福祉対策部に連絡の上、検視・調査等のため、発見機関が遺体安置所へ搬送する。 なお、搬送は必要に応じて、自主防災組織、近隣住居者等の協力を得る。

### 第3節 遺体の取扱い

#### 2 遺体の身元確認及び引き渡し

項目	概要
遺体の引き渡し	○警察の、検視・調査等及び医師による検案が終了し、身元が明らかになった遺体を、遺族又は関係者に引き渡す。この際、警察は福祉対策部の遺体の引き <b>渡し</b> 作業に協力する。 ○当該遺体について身元の確認ができない場合は、市に引き渡す。

### 第4節 遺体の火葬・埋葬

#### 1 火葬・埋葬の実施

項目	概要
埋葬の実施	福祉対策部は、遺体が多数で火葬を待ついとまがない場合は、 <b>応急措置</b> として、寺院や公園等適切な場所を選定し、埋葬を実施する。

### 第3部 災害応急対策計画

現行

## 第11章 行方不明者及び遺体の捜索、取扱い、埋葬

### 第2節 行方不明者及び遺体の捜索・収容

#### 2 発見した場合の措置

項目	概要
生存者の発見・収容	生存者を発見した場合は、発見機関が必要な応急手当を実施しつつ、直ちに医療機関へ搬送する。 なお、搬送は必要に応じて、自主防災組織、近隣住居者等の協力を得る。
遺体の発見・収容	遺体を発見した場合は、直ちに <b>所轄</b> の警察及び福祉対策部に連絡の上、検視・調査等のため、発見機関が遺体安置所へ搬送する。 なお、搬送は必要に応じて、自主防災組織、近隣住居者等の協力を得る。

### 第3節 遺体の取扱い

#### 2 遺体の身元確認及び引き取り

項目	概要
遺体の引き渡し	○警察の、検視・調査等及び医師による検案が終了し、身元が明らかになった遺体を、遺族又は関係者に引き渡す。この際、警察は福祉対策部の遺体の引き <b>取り</b> 作業に協力する。 ○当該遺体について身元の確認ができない場合は、市に引き渡す。

### 第4節 遺体の火葬・埋葬

#### 1 火葬・埋葬の実施

項目	概要
埋葬の実施	福祉対策部は、遺体が多数で火葬を待ついとまがない場合は、 <b>応急的仮葬</b> として、寺院や公園等適切な場所を選定し、埋葬を実施する。

### 第3部 災害応急対策計画

改訂素案

#### 第5節 市民への情報提供

##### 1 市民への情報提供の実施

項目	概要
注意事項	遺体(死亡者)数、死者の氏名、身元不明死体数等の広報は、 <b>県で一元的に情報を集約し、公表する。</b>

### 第12章 緊急輸送・交通規制対策

#### 第2節 緊急輸送の実施準備

##### 1 緊急輸送の対象

緊急輸送を行う対象は、次のとおりとする。

項目	概要
緊急輸送の対象	2 第2段階(応急活動期) ①上記第1段階の続行 ②食料、 <b>飲料</b> 水等生命の維持に必要な物資 ③傷病者及び被災者の被災地外への輸送 ④緊急輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資 ⑤保健活動に必要な人員及び物資

##### 3 交通支障状況の把握

区分	概要
<b>港湾</b> 施設に関する情報	<b>港湾</b> 施設管理者は、緊急輸送に使用する船舶を安全に係留するため、係留施設や連絡道路等の港内施設について、早急に被害状況を把握し、関東地方整備局に対して被害状況を報告する。

##### 4 緊急輸送道路等の応急復旧

項目	概要
<b>港湾</b> 施設の応復旧作業	<b>港湾</b> 施設管理者は、関東地方整備局と調整を図り必要に応じ応急修理を行う。
ふ頭周辺海域の障害物除去	<b>みなと振興</b> 対策部は、ふ頭周辺海域の障害物の除去が必要な場合は、処理能力を有する協力事業者に除去を依頼する。 なお、津波等の影響により協力事業者による障害物除去が不可能な場合は、関東地方整備局に対し状況を報告し、除去を依頼する。

### 第3部 災害応急対策計画

現行

#### 第5節 市民への情報提供

##### 1 市民への情報提供の実施

項目	概要
注意事項	遺体(死亡者)数、死者の氏名、身元不明死体数等の広報に <b>当たっては、警察、消防等関係機関と協議の上、統一的に行う。</b>

### 第12章 緊急輸送・交通規制対策

#### 第2節 緊急輸送の実施準備

##### 1 緊急輸送の対象

緊急輸送を行う対象は、次のとおりとする。

項目	概要
緊急輸送の対象	2 第2段階(応急活動期) ①上記第1段階の続行 ②食料、水等生命の維持に必要な物資 ③傷病者及び被災者の被災地外への輸送 ④緊急輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資 ⑤保健活動に必要な人員及び物資

##### 3 交通支障状況の把握

区分	概要
<b>港内</b> 施設に関する情報	<b>港内</b> 施設管理者は、緊急輸送に使用する船舶を安全に係留するため、係留施設や連絡道路等の港内施設について、早急に被害状況を把握し、関東地方整備局に対して被害状況を報告する。

##### 4 緊急輸送道路等の応急復旧

項目	概要
<b>港内</b> 施設の応復旧作業	<b>港内</b> 施設管理者は、関東地方整備局と調整を図り必要に応じ応急修理を行う。
ふ頭周辺海域の障害物除去	<b>港湾</b> 対策部は、ふ頭周辺海域の障害物の除去が必要な場合は、処理能力を有する協力事業者に除去を依頼する。 なお、津波等の影響により協力事業者による障害物除去が不可能な場合は、関東地方整備局に対し状況を報告し、除去を依頼する。

第3部 災害応急対策計画

改訂素案

第3節 緊急輸送の実施

1 市保有車両の確保

項目	概要
集結場所	輸送に従事する車両は、輸送に従事する前に、緊急通行車両確認証明書・同標章の交付を受けるため、市庁舎付近に待機する。

第4節 交通規制の実施

1 交通規制の実施

(1) 交通規制の実施

項目	実施者	概要
被災地等への流入規制	県警察若しくは警察	<p>道路交通法に基づき、大震災が発生した直後に優先的に避難路及び緊急交通路の機能確保を図るため、次により規制する。</p> <p>① 混乱防止及び被災地への流入抑制のため、通行禁止区域又は通行制限区域(以下、通行禁止区域等)を設定し、交通整理又は交通規制を行う。</p> <p>② 高速自動車国道及び自動車専用道路については、通行禁止区域等におけるインターチェンジ等からの流入を禁止する。</p>
緊急交通路の確保	公安委員会 県警察若しくは警察 ※自衛隊員、消防職員	災害対策基本法に基づき、緊急交通路指定路線について、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限する。

※災害派遣を命じられた現場において警察官がいない場合に限り、交通の妨げとなる車両や障害物を移動させることができる

第3部 災害応急対策計画

現行

第3節 緊急輸送の実施

1 市保有車両の確保

項目	概要
集結場所	輸送に従事する車両は、輸送に従事する前に、緊急通行車両確認証明書・同標章の交付を受けるため、市庁舎付近に待機する。 このため、市民安全対策部は、災害発生の場合、警察の協力のもと、市庁舎周辺の一般車両駐車禁止の措置をとる。

第4節 交通規制の実施

1 交通規制の実施

(1) 交通規制の実施

項目	実施者	概要
被災地等への流入規制	警察機関	<p>道路交通法に基づき、大震災が発生した直後に優先的に避難路及び緊急通行路の機能確保を図るため、次により規制する。</p> <p>③ 混乱防止及び被災地への流入抑制のため、通行禁止区域又は通行制限区域(以下、通行禁止区域等)を設定し、交通整理又は交通規制を行う。</p> <p>④ 高速自動車国道及び自動車専用道路については、通行禁止区域等におけるインターチェンジ等からの流入を禁止する。</p>
緊急交通路の確保	公安委員会 警察機関	災害対策基本法に基づき、緊急交通路指定路線について、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限する。

## 第14章 災害廃棄物等の処理

## 第2節 災害廃棄物等の処理

## 1 災害廃棄物（がれき）の処理

項目	概要
仮置場の確保	○災害廃棄物を最終処分するまでの間の仮置場は <b>公共空地利用予定等を参考に</b> 選定・確保する。
分別処理の周知	災害廃棄物の再使用・再資源化を推進するため、分別について周知を図る。

## 2 一般廃棄物（し尿を除く生活ごみ等）の処理

項目	概要
中間処理・最終処分	収集した一般廃棄物は、極力分別しごみ処理施設において <b>中間処理</b> し、焼却し得ない残余の一般廃棄物については <b>最終処分</b> とする。
仮置場の確保	処理施設の一時的な使用不能、道路事情により処理施設への搬送が困難な場合において、一時集積場所としての仮置場は <b>公共空地利用予定等を参考に</b> 選定・確保する。

## 第3節 災害廃棄物等処理の際の秩序維持・環境対策

## 2 排出の自粛要請

資源循環対策部は、一般廃棄物（し尿を除く）の収集能力が低下する場合には、一般家庭には、可燃ごみ以外のごみの家庭での一時保管、事業系ごみは排出の自粛等を要請するなど、総合対策部と連携して市民等に協力を呼び掛ける。

## 第14章 災害廃棄物等の処理

## 第2節 災害廃棄物等の処理

## 1 災害廃棄物（がれき）の処理

項目	概要
仮置場の確保	○災害廃棄物を最終処分するまでの間の仮置場を <b>震災時空地利用計画等に基づき</b> 選定・確保する。
分別処理の周知	災害廃棄物の再使用・再資源化を推進するため、分別化について周知を図る。

## 2 一般廃棄物（し尿を除く生活ごみ等）の処理

項目	概要
焼却・埋立処分	収集した一般廃棄物は、極力分別しごみ処理施設において <b>焼却</b> し、焼却し得ない残余の一般廃棄物については <b>埋立処分</b> とする。
仮置場の確保	処理施設の一時的な使用不能、道路事情により処理施設への搬送が困難な場合において、一時集積場所としての仮置場を <b>震災時空地利用計画等に基づき</b> 選定・確保する。

## 第3節 災害廃棄物等処理の際の秩序維持・環境対策

## 2 排出の自粛要請

資源循環対策部は、一般廃棄物（し尿を除く）の収集能力が低下する場合には、一般家庭には、可燃ごみ以外のごみ家庭での一時保管、事業系ごみは排出の自粛等を要請するなど、総合対策部と連携して市民等に協力を呼び掛ける。

### 第3部 災害応急対策計画

改訂素案

#### 第18章 ライフライン施設対策

##### 第1節 上水道施設の応急対策

###### 2 応急復旧

応急復旧作業は、関係業者・**応援事業体等**の協力を得て実施し、短期間での復旧に努める。

##### 第2節 下水道施設の応急対策

###### 2 応急復旧

応急復旧作業は、関係業者・**応援事業体等**の協力を得て実施する。

施設等	概要
下水道管渠施設	管渠の復旧作業は、管の破損、 <b>継手ズレ等</b> による排水不良箇所及び <b>管渠内に土砂が流入したことにより道路陥没した箇所</b> の復旧を優先する。
マンホール	排水に支障を生じている箇所、崩壊の危険性のある箇所及び <b>マンホールが浮上した箇所</b> を優先的に修理・補強する。

#### 第19章 鉄道施設対策

##### 第1節 東日本旅客鉄道㈱横浜支社の応急対策

###### 1 緊急措置

項目	概要
避難誘導	○建物到壊の危険、火災発生、その他二次災害のおそれがある場合は、旅客等を一時的に安全な場所に誘導する。 ○更に大規模な延焼火災により危険が迫った場合や、 <b>避難指示</b> が発令されたときは、広域避難地等へ誘導する。

現行

### 第3部 災害応急対策計画

#### 第18章 ライフライン施設対策

##### 第1節 上水道施設の応急対策

###### 2 応急復旧

応急復旧作業は、関係業者の協力を得て実施し、短期間での復旧に努める。

##### 第2節 下水道施設の応急対策

###### 2 応急復旧

応急復旧作業は、関係事業者の協力を得て実施する。

施設等	概要
下水道管渠施設	管渠の復旧作業は、管の破損、 <b>陥没等</b> による閉塞にともなう排水不良箇所の復旧を優先し、 <b>継ぎ手の目地ずれ、クラック等については、排水が可能な限り他の排水不良箇所</b> の復旧を優先する。
マンホール	排水に支障を生じている箇所、崩壊の危険性のある箇所を優先的に修理・補強する。

#### 第19章 鉄道施設対策

##### 第1節 東日本旅客鉄道㈱横浜支社の応急対策

###### 1 緊急措置

項目	概要
避難誘導	○建物到壊の危険、火災発生、その他二次災害のおそれがある場合は、旅客等を一時的に安全な場所に誘導する。 ○更に大規模な延焼火災により危険が迫った場合や、 <b>避難勧告・指示</b> が発令されたときは、広域避難地等へ誘導する。

第20章 応援及び派遣の要請

第3節 広域応援要請、緊急消防援助隊の派遣要請

2 緊急消防援助隊等の派遣要請

緊急消防援助隊の派遣要請の手続きは、消防対策部が行うこととし、市長等は大規模な災害等に際し、自らの消防力では対応できず緊急消防援助隊の応援を受ける必要があると判断した場合は、消防組織法に基づき県知事へ要請する。

第4節 自衛隊の派遣要請

1 自衛隊災害派遣部隊の派遣要請

総合対策部は、市長が自衛隊の派遣要請を決定した場合は、次のとおり行う。

区分	概要
県知事への要請	<p>○市長は以下の事項を記載した文書により、県知事へ要請する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 災害の状況及び派遣を要請する理由</li> <li>② 派遣を希望する期間</li> <li>③ 派遣を希望する区域及び活動内容</li> <li>④ その他派遣地への最適経路など参考となるべき事項</li> </ul>
その他	<p>○市長は、県知事への派遣要請が連絡不能等で要求できない場合は、部隊の長に被害の状況などを通知する。</p> <p>○市長は当該通知を行った場合は、その旨を速やかに県知事へ通知する。</p>

2 自衛隊派遣要請の範囲

自衛隊派遣を要請できる範囲は、原則として人命又は財産の保護を必要とし、かつ事態がやむを得ない場合であり、概ね次の活動内容とする。

なお、自衛隊は通知を受けた場合や、特に緊急を要し要請を待ついとまがない場合には、要請を待たずに部隊を派遣することがある。

3 自衛隊派遣部隊の受入れ体制

(1) 連絡員の派遣等

自衛隊の連絡・調整窓口は総合対策部に設置し、市長は情報を共有し活動を効率的に実施するため、自衛隊に対し災害対策本部への連絡員等の派遣を求める。

第20章 応援及び派遣の要請

第3節 広域応援要請、緊急消防援助隊の派遣要請

2 緊急消防援助隊の派遣要請

緊急消防援助隊の派遣要請の手続きは、消防対策部が行うこととし、本部長等は大規模な災害等に際し、自らの消防力では対応できず緊急消防援助隊の応援を受ける必要があると判断した場合は、消防組織法第39条の消防相互応援協定等に基づき県知事へ要請する。

第4節 自衛隊の派遣要請

1 自衛隊災害派遣部隊の派遣要請

総合対策部は、本部長が自衛隊の派遣要請を決定した場合は、次のとおり行う。

区分	概要
県知事への要請	<p>○以下の事項を記載した文書により、県知事へ要請する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 災害の状況及び派遣を要請する理由</li> <li>② 派遣を希望する期間</li> <li>③ 派遣を希望する区域及び活動内容</li> <li>④ その他派遣地への最適経路など参考となるべき事項</li> </ul> <p>○県知事は、本部長による派遣要請を受けて自衛隊にその内容を伝え、この要請を受け自衛隊は部隊を派遣する。</p>
その他	<p>○本部長は、県知事への派遣要請が連絡不能等で要求できない場合は、部隊の長に被害の状況などを通知する。</p> <p>○本部長は当該通知を行った場合は、その旨を速やかに県知事へ通知する。</p>

2 自衛隊派遣要請の範囲

自衛隊派遣を要請できる範囲は、原則として人命、身体及び財産の救護を必要とし、かつ事態がやむを得ない場合であり、概ね次の活動内容とする。

なお、自衛隊は通知を受けた場合や、要請を待ついとまがない場合には要請を待たずに部隊を派遣することがある。

3 自衛隊派遣部隊の受入れ体制

(1) 連絡員の派遣等

自衛隊の連絡・調整窓口は総合対策部に設置し、本部長は情報を共有し活動を効率的に実施するため、自衛隊に対し災害対策本部への連絡員等の派遣を求める。

### 第3部 災害応急対策計画

改訂素案

#### 第21章 災害警備対策

##### 第2節 警察による警備活動

項目	概要
避難指示等の実施	警察官は、災害対策基本法第61条により避難の指示を、また、同法第63条第2項により警戒区域を設定する。また、警察官職務執行法第4条により避難等の措置を行う。

#### 第24章 被災者の生活支援

##### 第2節 罹災状況の把握

###### 1 被害家屋調査の実施

###### (1) 調査の実施体制

税務対策部は、被害家屋の状況調査を実施するにあたっては、内閣府が定める災害に係る住家の被害認定基準運用指針に基づき実施する。

### 第3部 災害応急対策計画

現行

#### 第21章 災害警備対策

##### 第2節 警察による警備活動

項目	概要
避難指示等の実施	警察官は、災害対策基本法第61条により避難の指示を、また、同法第63条により警戒区域を設定する。また、警察官職務執行法第4条により避難等の措置を行う。

#### 第24章 被災者の生活支援

##### 第2節 罹災状況の把握

###### 1 被害家屋調査の実施

###### (1) 調査の実施体制

財政対策部は、被害家屋の状況調査を実施するにあたっては、内閣府が定める「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づき実施する。



第3部 災害応急対策計画

改訂素案

(2) 被害分類認定基準

横須賀市被害分類認定基準にある住家被害の認定基準の概要は次のとおり。

程 度	被害程度の説明
全壊	○住家が居住のための基本的機能を喪失したもの。 ○住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの。 ○損壊が延べ床面積の70%以上に及んだもの、又は当該住家の主要な構成要素の経済的損失が50%以上に達したものの。
大規模半壊	○住家が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住家に居住することが困難なもの。 ○損壊が延べ床面積の50%以上70%未満のもの、又は当該住家の主要な構成要素の経済的損失が40%以上50%未満のもの。
中規模半壊	○住家が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住家に居住することが困難なもの。 ○損壊が延べ床面積の30%以上50%未満のもの、又は当該住家の主要な構成要素の経済的損失が30%以上40%未満のもの。
半壊	○住家が居住のための基本的機能の一部を喪失したもの。 ○損傷が甚だしいが、補修により元通りに再使用することが可能なもの。 ○損壊が延べ床面積の20%以上30%未満のもの、又は当該住家の主要な構成要素の経済的損失が20%以上30%未満のもの。
準半壊	○住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、損壊が延べ床面積の10%以上20%未満のもの、又は当該住家の主要な構成要素の経済的損失が10%以上20%未満のもの。
床上浸水	住家の床より上に浸水したもの、及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないもの。
床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したもの。

第3部 災害応急対策計画

現 行

(2) 被害認定基準

横須賀市災害分類認定基準にある住家被害の認定基準の概要は次のとおり。

程 度	被害程度の説明
全壊	○住家が居住のための基本的機能を喪失したもの。 ○住家全部が倒壊、流失、埋没したもの。 ○損壊が延べ床面積の70%以上に及んだもの、又は当該住家の主要な構成要素の経済的損失が50%以上に達したものの。
大規模半壊	○住家が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住家に居住することが困難なもの。 ○損壊が延べ床面積の50%以上70%未満のもの、又は当該住家の主要な構成要素の経済的損失が40%以上50%未満のもの。
新設	
半壊	○住家が居住のための基本的機能の一部を喪失したもの。 ○損傷が甚だしいが、補修により元通りに再使用することが可能なもの。 ○損壊が延べ床面積の20%以上50%未満のもの、又は当該住家の主要な構成要素の経済的損失が20%以上40%未満のもの。
一部損壊	○住家が居住のための基本的機能の一部を喪失したが、被害の程度が半壊に至らないもの。 ○損壊が延べ床面積の20%未満のもの、又は当該住家の主要な構成要素の経済的損失が20%未満のもの。
床上浸水	全壊及び半壊に達しない場合であって、1階の床面より上に浸水が認められるもの、又は土砂等の堆積により一時的に居住できない状態となったもの。
床下浸水	建物基礎の地盤面より上に浸水があり、基礎内に浸水が認められるが、1階の床面より上に浸水が認められないもの。

第5節 住宅の確保

3 災害救助法適用の際の住宅の応急修理等

都市対策部は、災害救助法が適用された際の居住機能回復のための住宅の応急修理及び障害物除去は、次により実施する。

(1) 被災住宅の応急修理

項目	概要
実施基準	災害救助法が適用され、被災住宅の応急修理業務について県知事から本部長(市長)に権限の委任通知がされた場合は、内閣府が定める「災害救助事務取扱要領」及び「第25章 災害救助法の適用」等に基づき実施する。
実施する対象 (※)	○災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け(いわゆる純半壊)、自らの資力では応急修理をすることができない者 ○大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者(いわゆる大規模半壊)
実施方法等	○災害緊急協力事業者等に協力を要請して実施する。

※被害の程度は、「半壊(焼)」「準半壊」「大規模半壊」が対象となり、資力要件については、「半壊(焼)」「準半壊」にのみ適用される。

第5節 住宅の確保

3 災害救助法適用の際の住宅の応急修理等

都市対策部は、災害救助法が適用された際の居住機能回復のための住宅の応急修理及び障害物除去は、次により実施する。

(1) 被災住宅の応急修理

項目	概要
実施基準	災害救助法が適用され、被災住宅の応急修理業務について県知事から本部長(市長)に権限の委任通知がされた場合は、内閣府が定める「災害救助事務取扱要領」及び「第25章 災害救助法の適用」等に基づき実施する。
実施する対象	○災害によって住宅が半壊又は半焼し、そのままでは当面の日常生活が営み得ない状態であること。 ○自らの資力により応急修理ができないと認められる場合。 ○会社の寮や社宅、物置、倉庫ではないこと。
実施方法等	○災害緊急協力事業者等に協力を要請して実施する。

第26章 津波対策

第2節 津波警報等の収集・伝達

1 津波情報の収集

(1) 津波警報・注意報

気象庁は、津波による災害の発生が予想される場合に、地震が発生してから約3分（一部の地震（※1）については約2分）を目標に、大津波警報（特別警報）、津波警報又は津波注意報を津波予報区（東京湾内湾、相模湾・三浦半島）ごとに発表する。

種 類	巨大地震の場合の発表	数値での発表（発表基準）
大津波警報 （特別警報）	巨大	10 m 超（10m<予想高さ（※2））
		10 m （5m<予想の高さ≤10m）
		5 m （3m<予想の高さ≤5m）
津波警報	高い	3 m （1m<予想の高さ≤3m）
津波注意報	（表記しない）	1 m （20cm<予想の高さ≤1m）

（※1）日本近海で発生し、緊急地震速報の技術によって精度の良い震源位置やマグニチュードが迅速に求められる地震

（※2）「津波の高さ」は、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう

【留意事項】

- ・沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- ・津波警報等は、精査した地震の規模や実際に観測した津波の高さをもとに、更新する場合もある。
- ・津波による災害のおそれがなくなると認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波が更に高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。
- ・どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、市町村は、高齢者等避難は発令せず、基本的には避難指示のみを発令する。また、緊急安全確保は基本的には発令しない。
- ・大津波警報、津波警報、津波注意報により、避難の対象とする地域が異なる。

第26章 津波対策

第2節 津波警報等の収集・伝達

1 津波情報の収集

(2) 津波警報・注意報

気象庁は、津波による災害の発生が予想される場合に、地震が発生してから約3分（一部の地震※については最速2分以内）を目標に、大津波警報（特別警報）、津波警報又は津波注意報を津波予報区（東京湾内湾、相模湾・三浦半島）ごとに発表する。

種 類	巨大地震の場合の表現	数値での発表（発表基準）
大津波警報 （特別警報）	巨大	10 m 超 （10m～）
		10 m （5 m～10m）
		5 m （3 m～5 m）
津波警報	高い	3 m （1 m～3 m）
津波注意報	—	1 m （20cm～1 m）

※日本近海で発生し、緊急地震速報の技術によって精度の良い震源位置やマグニチュードが迅速に求められる地震

【留意事項】 新設

(2) 津波情報

津波警報・注意報を発表した場合には、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを津波情報で発表する。

区分	概要
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻(※1)や予想される津波の高さ(発表内容は津波警報・注意報の種類の表に記載)を発表。
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表。
津波観測に関する情報(※2)	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表。
沖合の津波観測に関する情報(※3)	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表。

(※1) この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっともはやく津波が到達する時刻である。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。また、津波の高さは、地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

(※2) 津波観測に関する情報の発表内容について

- ・津波による潮位変化(第一波の到達)が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。
- ・場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。
- ・沿岸で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表。
- ・最大波の観測値については、大津波警報または津波警報を発表中の津波予報区において観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沿岸で観測された津波の最大波の発表内容		
警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	内容
大津波警報を発表中	1m超	数値で発表
	1m以下	「観測中」と発表
津波警報を発表中	0.2m以上	数値で発表
	0.2m未満	「観測中」と発表
津波注意報を発表中	(すべての場合)	数値で発表(津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現。)

(1) 津波情報・津波予報

区分	概要
津波情報	津波警報等を発表した場合に、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ、実際に津波を観測した場合の時刻や高さなどを発表する。
津波予報	地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、海面変動の予報や津波の心配なしの旨の発表をする。

(※1) 新設

(※2) 新設

(※3) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- ・津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸では更に高くなる。
- ・津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。
- ・沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ）を津波予報区単位で発表する。
- ・最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報または津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）または「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

警報・注意報の発表状況	沿岸で推定される津波の高さ	内容
大津波警報を發表中	3m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波警報を發表中	1m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波注意報を發表中	(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

(3) 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。(津波が予想されないときは、津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表する。)

発表される場合	内容
0.2m未満の海面変動が予想されたとき	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表。
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表。

(※3) 新設

(3) 新設

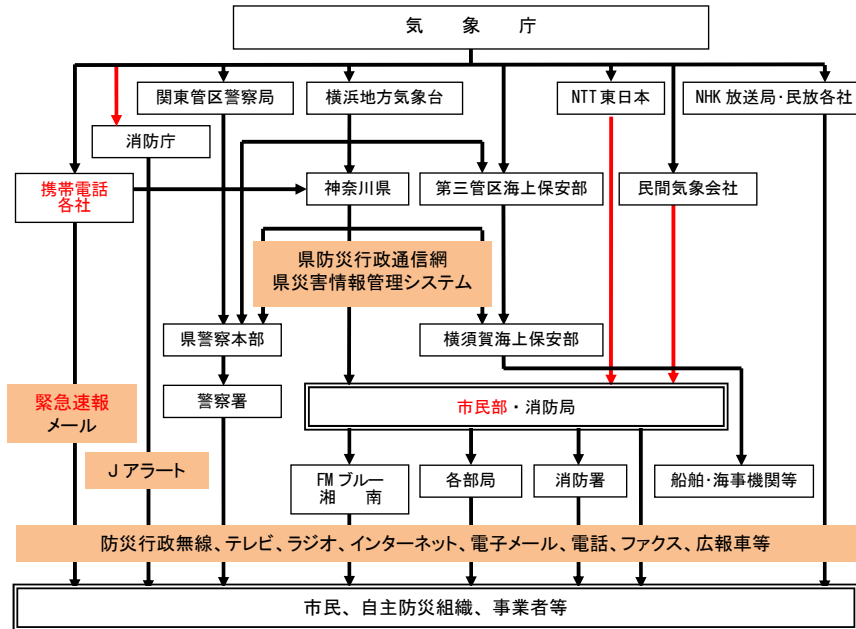
第3部 災害応急対策計画

改訂素案

2 津波警報・注意報の伝達

(1) 津波警報・注意報の伝達系統

津波警報等が発表された場合の情報の伝達系統を次に示す。



第3節 津波発生時の対策

1 津波発生時等の対策

津波発生時又は津波警報等受信時の対策は、次のとおり実施する。

項目	概要
避難指示の発令	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市長は、大津波警報・津波警報が発令された場合は、津波浸水想定区域など津波による浸水が予測される地域に対して、避難指示を発令する。</li> <li>○市民安全対策部は、避難所開設の際には、浸水が予測される地域にある避難所の開設を一時見合わせる等の措置を行う。</li> </ul>

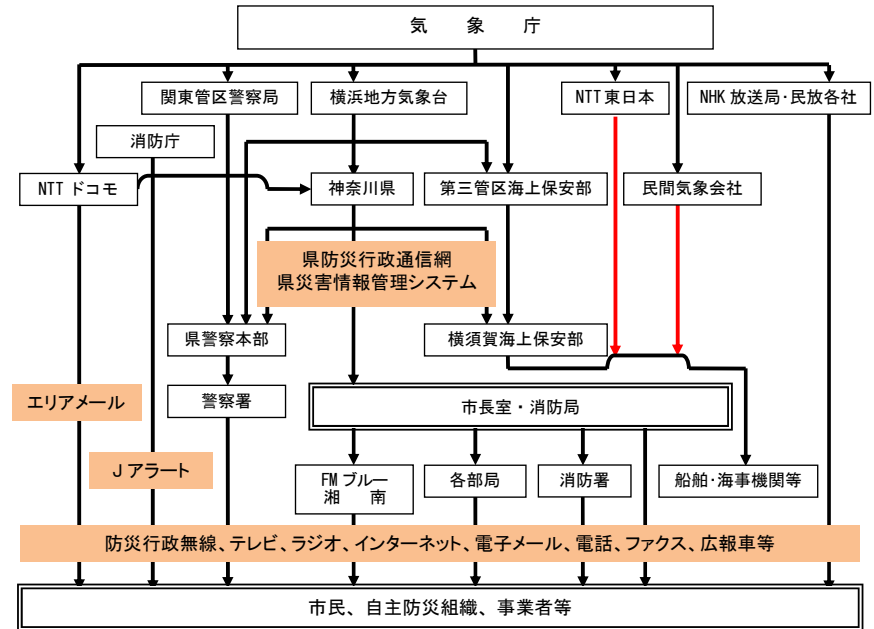
第3部 災害応急対策計画

現行

2 津波警報・注意報の伝達

(1) 津波警報・注意報の伝達系統

津波警報等が発表された場合の情報の伝達系統を次に示す。



第3節 津波発生時の対策

1 津波発生時等の対策

津波発生時又は津波警報等受信時の対策は、次のとおり実施する。

項目	概要
避難勧告の発令	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市長は、発表された予想される津波の高さ等を勘案して、影響のあると予想される地域に対して避難勧告を発令する。</li> <li>○市民安全対策部は、避難所開設の際には、浸水が予測される地域にある避難所の開設を一時見合わせる等の措置を行う。</li> </ul>

## 第4部 復旧・復興計画

改訂素案

### 第1章 震災復旧・復興事業の推進

#### 第5節 復旧・復興推進のための調査

##### 1 復旧・復興事業推進のための調査・把握項目

復旧・復興事業推進のため、関係機関と連携し下表に例示する事業推進に必要な調査等を実施する。

区分	概要
被災者等に関する調査	○被害家屋調査 ○応急住宅の必要数と対象地域 ○ <b>要配慮者</b> に関する福祉需要調査 ○市街地再開発事業や土地区画整理事業等での住宅や用地の必要量を把握するための生活再建に関する被災者意識調査 ○緊急経済対策及び地域経済復興策検討のための業種別、規模別被害額調査 ○産業基盤施設の被災状況や事業者の物的被害状況、事業停止期間の把握、取引状況の調査 ○農地、農林水産施設等の被害

### 第4章 市街地復興対策計画

#### 第4節 建築制限の実施

##### 1 建築制限の実施

###### (1) 短期制限型

都市対策部は、建築基準法第84条に基づき、被災後2週間以内に建築制限区域を指定し、**被災後2ヶ月を超えない範囲**において、当該区域内の建築制限を行う。

###### (2) 長期制限型

都市対策部は、**必要に応じて**被災市街地復興特別措置法第5条に基づき、**県知事との協議のもと、速やかに**都市計画に「被災市街地復興推進地域」を定め、2年以内に同法第7条に基づき、当該地域内の建築制限及び建築指導を行う。

## 第4部 復旧・復興計画

現行

### 第1章 震災復旧・復興事業の推進

#### 第5節 復旧・復興推進のための調査

##### 1 復旧・復興事業推進のための調査・把握項目

復旧・復興事業推進のため、関係機関と連携し下表に例示する事業推進に必要な調査等を実施する。

区分	概要
被災者等に関する調査	○被害家屋調査 ○応急住宅の必要数と対象地域 ○ <b>要援護者</b> に関する福祉需要調査 ○市街地再開発事業や土地区画整理事業等での住宅や用地の必要量を把握するための生活再建に関する被災者意識調査 ○緊急経済対策及び地域経済復興策検討のための業種別、規模別被害額調査 ○産業基盤施設の被災状況や事業者の物的被害状況、事業停止期間の把握、取引状況の調査 ○農地、農林水産施設等の被害

### 第4章 市街地復興対策計画

#### 第4節 建築制限の実施

##### 1 建築制限の実施

###### (1) 短期制限型

都市対策部は、建築基準法第84条に基づき、被災後2週間以内に建築制限区域を指定し、**2ヶ月を超えない範囲**において、当該区域内の建築制限を行う。

###### (2) 長期制限型

都市対策部は、被災市街地復興特別措置法第5条に基づき、**県知事の同意のもと、被災後2ヶ月以内に**都市計画に「被災市街地復興推進地域」を定め、2年以内に同法第7条に基づき、当該地域内の建築制限及び建築指導を行う。

## 第5部 南海トラフ地震防災対策推進計画

改訂素案

### 第7章 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置

#### 第1節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の伝達、市の災害に関する会議等の設置等

##### （2）災害警戒本部の配備体制

種別	配備体制
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）	全部局 ※

※南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時においては、その内容によって、**危機管理課**のみ又は**危機管理課**と関係部局による情報収集体制とする場合がある。

##### （3）災害警戒本部の廃止

国からの防災対応の呼びかけの期間が終了した場合。

## 第5部 南海トラフ地震防災対策推進計画

現行

### 第7章 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置

#### 第1節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の伝達、市の災害に関する会議等の設置等

##### （2）災害警戒本部の配備体制

種別	配備体制
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）	全部局 ※

※南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時においては、その内容によって、**市長室**のみ又は**市長室**と関係部局による情報収集体制とする場合がある。

##### （3）災害警戒本部の廃止

気象庁が、南海トラフ地震関連解説情報において、注意する措置の解除を発表した場合、災害警戒本部を廃止する。